

第百八十五回
国会

参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第十号

平成二十五年十一月二十九日(金曜日)

午後一時十二分開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

古賀友一郎君

中泉 松司君

矢倉 克夫君

十一月二十九日

辞任

堀井 巖君

山田 修路君

東 徹君

補欠選任

岩井 茂樹君

三宅 伸吾君

佐々木さやか君

補欠選任

西田 昌司君

佐藤ゆかり君

室井 邦彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中川 雅治君

佐藤 正久君

島尻安伊子君

西田 昌司君

芝 博一君

福山 哲郎君

石川 博崇君

委員

猪口 邦子君

岩井 茂樹君

宇都 隆史君

江島 潔君

北村 経夫君

上月 良祐君

佐藤ゆかり君

二之湯武史君

松山 政司君

三宅 伸吾君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

中谷 元君

桜内 文城君

大口 善徳君

畠中 光成君

谷垣 禎一君

岸田 文雄君

小野寺五典君

菅 義偉君

古屋 圭司君

森 まさこ君

岡田 広君

内閣府副大臣

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

大野 元裕君
神本美恵子君
白 眞勲君
藤田 幸久君
牧山ひろえ君
佐々木さやか君
山本 香苗君
小野 次郎君
真山 勇一君
井上 哲士君
仁比 聡平君
室井 邦彦君
福島みずほ君
中谷 元君
桜内 文城君
大口 善徳君
畠中 光成君
谷垣 禎一君
岸田 文雄君
小野寺五典君
菅 義偉君
古屋 圭司君
森 まさこ君
岡田 広君
内閣府副大臣
事務局側
常任委員会専門員
常任委員会専門員
常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

を辞任され、その補欠として佐々木さやか君、岩井茂樹君、三宅伸吾君、室井邦彦君、西田昌司君及び佐藤ゆかり君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中川雅治君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に西田昌司君を指名いたします。

○委員長(中川雅治君) 特定秘密の保護に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史であります。

大臣、連日、本当に長い時間、この委員会の中で真摯な答弁を続けていただいております。また、でも時間も大臣に来ていただきましたし、NSCの方でも五時間続き、この参議院の中で非常にいろんな厳しい御意見出ると思いますが、全員この法案の意味、目的、そしていかに国家の存続と国民の安全を守るか、この重要性、非常によく理解しながらこの議論に入っているわけですから、是非引き続き、野党の皆さんの質問も非常に厳しいとは思いますが、基本的には、みんなの党さんとか、それから維新の会さんは衆議院でも政党として修正を加えた形で来っておりますので、よもやこの法案を廃案

に持ち込もうとか、そんな気持ちは更々ない形でやつていくわけですから、引き続き真摯な御答弁をいただきたいと。今日も一日よろしくお願いいたします。

さて、先日、本会議で代表質問をさせていただきました。私の代表質問の立場といたしましては、この法案を通す側の与党という立場というのでももちろんありますけれども、国家全体を本當に考えたときに、この法案をやはりより良いものにしていく、そして、熟議の参議院としてのやはり我々の使命に懸けてもお手盛りのような質問はしたくない、そういう思いから、問題点に関しては引き続きこれは検討すべきではないか、そういう思いで質問させていただいたところであります。

しかしながら、一部報道機関に関しては、党内に非常に懸念の声があるとか成立を危ぶむ声があるというふうな報道されたことに関して、非常に私もちよつと心外な面はあるんですが、（発言する者あり）そういう、今日は正しく報道された。

今、報道のせいかなというふうな場内で声も上がりましたけれども、報道がやはり本場に適切なんだらうかという面も含めて、今日は例に挙げて、弁護士会がどういうふうなこの特定秘密の話をしているか、あるいは公党、政党ですね、政党でこういうことをやられるとこれはミスリードなんじゃないだろうか、あるいは、先ほど言いましたように報道、メディアがどういうふうなこれを国民に対して話しているか、四つ目に、これ今日の新聞でも出てきたんですけれども、有識者、日本の中でのノーベル賞も取ったような有識者、学者等の皆さんも、ちよつとこの法案の性質、中身というものをしっかりと理解しないままイメージ先行で国民をミスリードしているんじゃないか、そういう話をさせていただきたいと思えます。

まず一つ目は、登壇の代表質問の中でもやりましたけれども、秘密の範囲に対する誤解なんですね。国民の皆さんは、この法案が通つてしま

と、今までであれば普通に知り得たはずの情報、それが急遽これによって特定秘密に指定がされてしまつて、いわゆる国民の知る権利、これを害するんじゃないかと、漠然としたイメージ先行でそう思われているんですね。しかし、そうではないという話を前回本会議場で総理のお言葉で御説明をさせていただきました。

つまり、どういう内容だったかといいますと、防衛省は、今、防衛秘密ということ、一番重いランクからいえば機密、そしてその次に続く極秘、そして秘というこの三種類の秘密の指定があるわけですね。もちろん、これは取り扱う者は適性評価をされますし、漏らした場合については普通の一般公務員よりも重い罰則が科せられているわけですね。

防衛省以外の省庁はどうかといいますと、ちゃんとこれも国家公務員法の規定の中で秘密の漏えいについては罰則もありますし、特別管理秘密ですか、という形でそれぞれの省庁が指定する形での秘密、一、二、三、ランクが三つぐらいあるような話も聞いていますけれども、そういうふうな秘密が指定されている。

今回のこの特定秘密保護法案が通つたらどうなるかという、それぞれの省庁に指定されている秘密、それから防衛省の中で指定されている防衛秘、この中で、特に安全保障にかかわる、つまりこの法案で言うところの別表に該当するものだけを抽出して、新たに特定秘として全省庁、横の、横断的に指定をする形にして、そしてその取り扱い者に限っては、これまで防衛秘密を扱っていた者と同じような適性評価、厳しい適性評価を経た後に、そして漏えいについても厳しい罰則が与えられる、こういう法律なわけです。

この件に関して、森大臣、私の認識、これで間違いないですよ。○国務大臣（森まさこ君） はい、そのとおりでありまして、現行の特別管理秘密、その一部を特定秘密とすることで、現行の秘密の範囲が広がるものではございません。

○宇都隆史君 そうなんですよ。ですから、今一般の皆さんがデモとかもされていますし、あるいはいろいろな報道等でも言われているような知る権利の侵害に当たるのか。

では、この法案が通つたことによって、これまで知り得る一般的な情報、この範囲が狭まること、森大臣、ありますか。

○国務大臣（森まさこ君） 今お話をしたとおり、今特別管理秘密にされている秘密の、そのうちの一部が特定秘密となるわけでございますので、知り得る範囲の秘密、これが知ることができないようになるということはございません。

○宇都隆史君 ですから、この秘密を管理しなければならぬ必要性というのは、この委員会の中でも幾度も野党の、民主党の先生方からもその言葉出ているんですね。秘密は重要だと、そして国家がある程度それを保全していくことについては理解をされていると。

ただ、その細かいところになっていったときに、委員会の中でそれを質疑しながらやつぱりだしていかないと。問題点があるんだつたら、どこが問題なのか、その問題に対しては政府はどうしようとしているのか、この法案ではどういう措置がなされているのか、そこが必要なんだと思います。

配付している手元の資料、一の資料をちよつと御覧ください。

これは、日弁連がこの秘密保全法、こんなものは絶対許されないということ、いろいろな方に見てもうために配布している資料なんです。まず表紙から非常に悪意を感じるとすけれども、「あなたも「秘密保全法」にねらわれる」、こんな表題から始まっているんですね。いや、そもその目的が違うでしょう。秘密保全法は、この特定秘密保護法は、直接的には国の存続を守るため、そして間接的には国民の生命、財産、安全を守るために作っている、我々を守ってくれるための法律なはずなんです。一枚めくってみましょう。どんなことが書いて

あるか。これは、このパンフレットの中の十ページ目なんですけれども、公務員はもちろん取扱業務者に含まれますが、特別秘密に指定された事柄を偶然研究の対象にしていた研究者や関係企業の技術者、仕事上、特別秘密に当たる事柄を知らされた労働者なども広く処罰の対象に含まれます。

何か、あたかも正しいような書きぶりをしていっているけれども、いきなりこんなことが起こるということはないわけですね。今でさえ防衛省の関係するような防衛機密を扱っている企業というのはたくさんあります。この企業はちゃんと防衛省との契約もし、そして取り扱う者についてはちゃんと評価をされ、そして罰則規定もちゃんとある中で適切に管理運営を行っているわけですね。

森大臣、やつぱりこの部分というのは非常にミスリードのような気がしますが、いかがでしょう。○国務大臣（森まさこ君） 特定秘密は、特定秘密であることを知つていた場合にしか罪にはなりませんので、一般国民が知らない間に処罰をされるということはありません。

○宇都隆史君 そうなんです。普通の一般人たちが、特定秘密と知らずにそれを、まず入手することができないし、入手、仮にしたとしても処罰に問われることはないわけですね。

具体的に考えてみましょう。何か防衛省が扱っている特定秘密に指定されるような情報があったとします。例えばテロの情報があるかもしれない、あるいは安全保障の国防にかかわるような情報があるかもしれない。それを知りたいと思つた例えは一般の国民が防衛省の職員に対して、この件はどうなっているんですか、教えてください、あのテロの情報に関してこういうことを聞きたいんです。教えてもらえませんかといったときに、恐らくその防衛省職員は、それは特定秘密に指定されております、あるいは現行であれば、それは防衛秘密に指定されておりますので答えるこ

とはできませんというふうに答えるのが普通です
よね。そうすると、もちろん漏えいはされないわ
けですし、一般の国民は、あつ、そうか、それは
一般国民が知り得る情報じゃないんだというこ
とが素直に分かるわけです。

次のページ、ちよつとめくつてみてください。
これは、マスコミの取材対象も制限されるのかと
いうことで、その可能性がりますよというふう
にうたっているんですけど、例えば熱心な新聞記
者が、夜討ち朝駆けで自宅を訪問したり、飲食を
共にして情報を聞き出すとすることが不法な方
法として情報を収集したとして処罰される可能性
があります。

森大臣、こういう可能性があるんでしょうか。
○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のような行動は
通常の取材行為でございまして、処罰されるこ
とはありません。

○宇都隆史君 全くないわけですよ。です
から、通常の行動をする分には、つまり法に触れ
るようなことをしなければ、決してこの特定秘密保
護法の対象にはならないわけです。

じゃ、この法律ができなかったらどうなんだと
いうことをちよつと頭の体操をしてみましよう
か。できなくて、今現行においては、防衛秘密
守らなきゃいけない、こういう法律ありますよ
ね、あるいは一般の特別管理秘密もあります。

では、森大臣、今の現行法で、新聞記者さん
が、あるいは一般の皆さんが、教唆あるいは恐
喝、あるいは扇動によつてこの情報を知ろうとし
た場合については罰則の対象にはなりませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 現行法は、自衛隊法や
国家公務員法において防衛秘密の漏えい行為の教
唆や扇動の処罰規定がございまして。これらの規定
の解釈については本法案と今の現行法の規定と異
なるところはございまして、先ほど述べたと
おりでございまして。

○宇都隆史君 ですから、あるんですよ。(発
言する者あり) あるから要らないんだと今声が出
ましたけど、なぜ要るのかという説明を今からし

ますので、おとなしく聞いていただきたいんで
す。

今でもあるんですよ。現行においても政府が
持っている秘密はあるんですよ。国民に知らされて
いない秘密はあるんですよ。そして、それを不当な
方法で、扇動であつたり恐喝であつたり、あるいは
教唆で入手しようとするれば、国家公務員法第百
十一條において、その各条の刑に処するというこ
とで処罰の対象になるんですよ、捕まるんですよ、逮
捕されるんですよ。ただ、じゃ、なぜ必要なのかと
いう話になつてくると、各省庁、情報の共有が今
の状況ではなされないわけですよ。

先日、参議院本会議においてやつとこのNSC
法案通りしました。今の安全保障の環境を考えてみ
てください。中国がA D I Zといつて、我々の安
定したこの東シナ海、今の基本的なルールを力で
もつて壊そうとしてきている。こういうふうな状
況の中で、NSCの中でこれからいろんな議論を
していかなければなりません。

じゃ、そのときに、NSCの集まつていた職員
の中で、防衛省が持つていている中国の大事な情報、
防衛省の中で秘に指定されているような情報を
ちよつとここに持つてきてくれ、NSCのこの中
の会議で資料として持つてきてくれという話に
なつたときに現行法だつたらどうなるか。申し訳
ありませんが、これは防衛省の秘密の資料なの
で、ほかの省庁の皆さん、ちよつと人払いを願
いできますかと、こんな話になつてくるわけです
よ。

あるいは、民主党の安全保障の補佐官をやられ
た長島昭久さん、非常に私も尊敬している安全保
障のプロフェッショナルですけども、こういう
方々に素直に省庁が、はいどうぞと、これが全て
の防衛省の持つていている大事な情報ですよといふ
に渡すかという、きつとそうはならないんですよ。
ね。もしそれが出て漏れたんという話になれ
ば、じゃ、防衛省のどこが漏らしたんだという話
になりますから、恐らく問題ないところだけをこ
う抜いて、ある程度の情報にして政治家には渡す

ことが行われるわけですよ。だからこの法案は必
要なんです。

各省庁横断的に、現在秘密に指定されている中
でも特に重要な、そして、今の日本を取り巻く環
境のことを考えればほうつておけないわけじゃな
いですが、時間が合わないわけじゃないですか。だか
らこそ、それを特定秘密に指定して、それぞれの
省庁間で共有もできるようにして、かつ、それを
漏らされたら大変なことになるわけですから、今
まで以上に重たい罰則をしつかりと当てはめる。
そして、政治家にもこの罰則が当てはめられたの
は画期的なことですよ。こういうことをやっぱ
り議論の中でしつかり国民に訴えていかなきゃい
けない。

最後に、今日の新聞で、学者さんたちも、まさ
かノーベル賞を取つたような人が、秘密国家への
道、廃案になつてタイトルで今回東京新聞に出し
ているんですが、ミスリードですよ。

大臣、残り一週間、これ審議あります。非常に
おつらいだろうなというのを、いつも見ながら
思つています。(発言する者あり) まだ、十二月
六日を会期末と考えれば一週間じゃないですか。
これが延長されるかどうかなつてこの場では言え
ませんよ。だから、一週間ということを考えれ
ば、そうしたら、その中で大臣がしつかりとこれ
から御答弁をしていただく。恐らく大変だろうと
思いますけど、必ず後世に、この秘密保護法をあ
いだけ火だるまになつて通した大臣、森大臣がい
てくれたから今の安全保障の状況は守られたとい
うときが来ると思っています。是非頑張つてくだ
さい。

以上で質問を終わります。
○委員長(中川雅治君) 福山哲郎君。(発言する
者あり)
速記を止めて。

(速記中止)
○委員長(中川雅治君) 速記を起こしてくださ
い。
福山哲郎君。(発言する者あり)

速記を止めてください。
(速記中止)

○委員長(中川雅治君) 速記を起こしてくださ
い。
質問を続けてください。質問を続けてくださ
い。(発言する者あり)
速記を止めてください。

(速記中止)
○委員長(中川雅治君) 速記を起こしてくださ
い。
暫時休憩いたします。しばらくそのままお待ち
ください。

午後一時三十七分休憩

午後二時四十四分開会
○委員長(中川雅治君) ただいまから国家安全保
障に関する特別委員会を再開いたします。(発言
する者あり)

休憩前に引き続き、特定秘密の保護に関する法
律案を議題とし、質疑を進めます。
質疑のある方は順次御発言願います。
福山哲郎君。(発言する者あり)
それでは、速記を止めてください。

(速記中止)
○委員長(中川雅治君) それでは、速記を起こし
てください。
福山哲郎君、どうぞ質問を続けてください。

(発言する者あり)
どうぞ席にお着きください。
質問を続行してください。(発言する者あり)
席に着いて静粛にお願いいたします。(発言す
る者あり)

席に着いてください。席に着いて静粛にお願い
します。
質問をしてください。(発言する者あり)
速記を止めてください。

(速記中止)
○委員長(中川雅治君) 速記を起こしてくださ
い。

い。質問を続けていただきたいと思ひます。

質問者 福山哲郎君を場内に呼んできてください。(発言する者あり)

福山哲郎君、質問を続けてください。(発言する者あり)

福山哲郎君、質問を続けてください。

質問を続けてください。(発言する者あり) 席に着いてください。(発言する者あり) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(中川雅治君) 速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。しばらくそのままお待ちください。

午後三時二分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(中川雅治君) ただいまから国家安全保障に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、特定秘密の保護に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。(発言する者あり)

○福山哲郎君 まず、委員長から、これだけ、大臣、公務お忙しい中お待ちをいただいたこと、それから修正提案者の皆さんにお待ちをいただいたこと、それから傍聴者の皆さん、そしてこの委員会にお待ちをいただいたことについて、委員長から議場整理がまずかったということも含めて謝罪を求めます。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 委員の皆様方そして答弁者の皆様方に長時間お待たせをいたしまして、委員長としておわびを申し上げます。

○福山哲郎君 もう毎日こんなことをやっているのは本当に嫌なんですけれども、質問する前にいつもこういったことをなぜ私が説明しなきゃいけないのかよく分からないのですが、今日は各野党

の先生方が官房長官の御答弁をいただきたいという質問通告をしております。

そして、今日の理事会まで何の調整もないまま、理事会の席で、官房長官は来られませんという回答でした。なぜ来られないのかについて理由を説明してください。我々は、官房長官がお忙しいことも含めて分かるので、その理由が明確ならば我々も理解するところあるので理由を説明してください。そのために自民党の委員が質問が終わった後に休憩をしてください。そして、説明をさせていただければ、みんなが納得すれば質問に入りたいと申し上げます。

これは、今の答弁担当の主務大臣は森大臣ですが、結果としてこの法案が、我々は施行されるべき法案だとは思っておりませんが、万が一のときには主務大臣というか、所管は官房長官並びに内閣総理大臣になるので、答弁だけの大臣ではどういう運用をされるのかについても分からないので、官房長官にお越しをいただきたいという思いでお願いをしました。

これは、参議院の審議はまだ三時間程度しか行われていないことからいえば当たり前の主張であると思ひますし、そのことに對して、何ら昨夜から調整もなく、突然、理事会でゼロ回答でした。

そして、休憩をした後に、じゃ、官房長官の日程でもいいから、今何か公務が入りならそのことを説明していただければ、私は質問者なので、私は官邸にいたこともあるのでそのことは理解をしますと言つたら、与党の理事から何と言われたか。私は本当に驚きました。政府・与党と調整をして、福山議員の質問には官房長官が答えるべきではないというふうに判断をしました。与党が見る限り、福山さんの質問を見て、森大臣がお答えをさせていただけの部分があるので官房長官が答えるべきではないと判断をしたので、官房長官は出席しませんと言われました。

私は、正直申し上げます。本当に、今こんな事情でこういう公務をやっているんだつたらと言われたら、私は質問立つつもりでした。しかし、与党の理事から、何で、与党と政府が私の質問通告を見て、官房長官が答えるべきか森大臣が答えるべきかの判断をなぜ政府と与党にされなきゃいけないんですか。そんな権利がどこにあるんですか。そして、理事会のところで、与党が見る限りとおっしゃった。何で与党が私の質問通告を見て判断するんですか。これは、野党の皆さんも含めて本当に理事がお怒りになりました。今日、大臣の皆さんもいらつしやると思う。修正提案者の先生方もいらつしやる。こんなこと、あり得ますか。与党と政府が調整をして、福山議員の質問には官房長官が答えるべきではないと、これ、与党の理事が言つたんです。

そして、挙げ句の果てには、あなたの質問通告では、あなたの質問通告では官房長官は答えられないので、あなたの質問通告が悪いみたいなことを委員長まで言われた。

これ、本当、冗談抜きで、私はちゃんという日程があると言つてくれれば質問するつもりでしたよ。そして、その協議の最中にこんな発言をされたらお互い野党は理解できないから休憩にしてくれと言つて、休憩になったら、委員長、たあつと来て、僕いないのに、私がいないのに、委員会始めるんですよ。そして、時計を進めて、これ、憲法の国会での我々の質問権を、与党と政府が我々の事前通告を判断して、大臣、どの大臣が出ていくか、何で与党と政府が判断するんですか。これ大問題ですよ。

そして、私がここに立つていないのに、私は審議拒否するつもりなんか全くない、質疑をして、準備をしているのに、委員長は、休憩したにもかかわらず、野党間でこんな発言が出たから問題でしよう、もう理事会だけでは判断できないからと言つて休憩したにもかかわらず、何で委員会を始めるんですか。これ、どういうことですか。これ、委員長がこのような横暴な運営をするから、私が抗議をして、例えばこの場にいなければ勝手に時間を進めるでしょう。そして、野党は審議拒

否したと、時間が進めばそれでいいと、そう思っているかもしれない。昨日も自民党の偉い方が、出てきたくんだり出てこなくてもいい、どんな自民党で進めればいいと発言をされていました。

逆なんです。我々質問したいのに、昨日だって、さも我々が怒るようなことを言つて、やつて、強権的に委員長は物事を進めて、我々にあたかも質問をしにくいような状況をつくつている、けしからぬ。これは、国民が本当に注視をしている、課題山積の問題点が山ほどある法案だからこそ、我々は質疑に臨んでいらないでください。大臣も呼んで、しっかりと議論をさせてください。

いいですか。私は、防衛大臣と外務大臣がここに座っていることだつて国益に反していると思ひますよ。だつて、この待つている間、本来公務でやるじゃないですか。審議、普通に進めればいいものを。はつきり申し上げますよ、さつきも言つたけど。官房長官はこの事情でこういう人と会つてくるから来れないんだと言つたら、僕は始めるつもりだつて言っているじゃないですか。そして、あなたの質問権、あなたの事前通告を判断、与党と政府がしましたと。そして、官房長官は来る必要がないと思ひましたと。そして、あなたの質問通告がさも悪いというようなことを言われましたよ。

委員長、この不手際、連日のこの委員会運営については、あなた、どう考えているんですか。

○委員長(中川雅治君) 御指摘の点を含めて各党の皆様方の意見を聞いて、委員長として対処してまいりたいと思ひます。

○福山哲郎君 あなたのその言葉はもう十回以上聞いています。言つた二十分後、十分後にあなたは勝手にそこに座つて委員会を始めたつています。

先ほど委員会を始めたときに、もう一個大問題がありました。自民党の理事二人いないのに、あなた始めたんです。もうむちゃくちゃなんだ、

ルールも、国会の中の慣例も。国民の皆さんから見れば本当にくだらないことだと思う。そんなことで国会はもめているのかと、ちゃんと審議しろ、国民の皆さんは言われるはずですけど、最低限のルールを確認し合って民主主義というのは成り立っているんですよ。

野党は、数が少なくても、国民のそれだけの支持をいただいて我々は議席をいただいているんです。数が多いから何でもしていいわけではないんです。（発言する者あり）

○委員長（中川雅治君） 静粛に願います。静粛に願います。席に戻ってください。

○福山哲郎君 僕は、岸田大臣は良識ある大臣だと思っております。僕も外務省にいましたので、大臣の今の仕事ぶりには本当に敬意を表しております。お人柄もいいし、外務省の人間も信頼していると思います。国会へ来て、こんな何時間も待たされて、心外だと思えます。野党の人間が素直にやりやいのかと思っておられるかもしれない。しかし、昨日も事情を説明しましたし、今日もこの状況です。政府の今は立場でいらつしやると思います。自民党の議員としてこの国会運営についてどうお考えか、御感想を御披露いただけますでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 我々……（発言する者あり）

○福山哲郎君 今、与党の筆頭が答えなくていいというやじを出しました。答えなくていいというやじを出しました。（発言する者あり）

○委員長（中川雅治君） 静粛に願います。（発言する者あり）はい。発言に注意してください。

○国務大臣（岸田文雄君） 我々政府は、委員会、国会にこの法案の審議をお願いしている立場にあります。そして、この審議の運営につきましては、委員会の理事の皆様方、委員の皆様方の御判断をしっかりと尊重し、我々としては、審議促進のために全力で努力をしなければならないと認識をしております。

今後とも、その思いで我々政府の一員として努

力をしたいと存じます。

○福山哲郎君 中谷委員、衆議院側特別委員会の筆頭理事として与野党の協議に当たられました。最後は強行採決という我々の立場でいえば遺憾な形になりましたが、それでも委員会の運営は長時間にわたって、私はそれなりにコミュニケーションしていたいてやられたと承っております。

中谷委員のお立場ではなかなか言いにくいと思いますが、今の状況を聞いていただいて、感想言いにくいと思いますが、もし御感想があればお答えください。

○衆議院議員（中谷元君） 私、衆議院議員でございまして、参議院のことにしましては答弁を控えさせていただきますと思っております。

○福山哲郎君 私も質問へ入りたいと思っておりますし、こんなくだらない議論、与党の横暴極まりない、更に言えば、本当に国会を軽視して、もう議員の質問権を与党と政府で調整して判断をするという、とんでもないことを言っていること自身については、正直申し上げて、同じ議会人として大変悲しく思っています。

もう一個だけ余計なことを申し上げますと、理事会協議中に、何と自民党の議員が二人乱入してきました。意味もなく。あれは何で入ってきたのかよく分からない。理事会で協議をしている最中、自民党の議員がわあつと二人入ってきて、許可もなく席に入って座つてきました。何か、いやね、もう一から万事むちゃくちゃなんです。本当に。

ちよつと本当に何かこんなことで審議を進めるのかと、もう非常に悲しい思いです。前代未聞です。まだこの委員会が始まったところ。会期末六日でございますが、到底この法案はまだまだ審議が必要だと、こんなむちゃくちゃな委員会運営をやっている限りは国民の皆さんの不安は払拭できないと、かえって不安は高まるばかり、政治に対する不信感も大きくなるばかりだと、強く強く委員長の委員会運営、与党の委員会運営、そして私の質問権に対して政府と与党が判断をして大

臣を一々選ぶと、もう恐ろしいこの運営に対して強く抗議して、頭を切り替えて、悔しいですが、質問をさせていただきたいと思えます。

森大臣、昨日、もうあなた言ひ訳考えていると思いますが、申し訳ありませんが、昨日の小野次郎さんの質問に対して、公務員と報道関係者との接触というのもこの倫理規程体系から除外されているんです。この点についてどういうふうに認識しますか。これ、小野次郎議員は、こういう法案ができた時点で、公務員の皆さんが報道関係者と接触するのに対して非常に萎縮をしよう、自分が取材を受けたらひよつとしたら疑われるんじゃないかと、自分が記者というんな話をしていたら自分は特定秘密を漏らしたと思われちゃうんじゃないかというふうに、逆に国家公務員の皆さんが萎縮をしようかもしれないので、一定こういう形でガイドラインや倫理規程体系みたいなものを作った方が、公務員の皆さんと報道関係者の関係もスムーズにいくかもしれないという思いで、多分小野委員は御質問されたと思います。

森大臣は、特定秘密の漏えいを防止するために必要な事項について何らかの規範を設けることは重要だと考えておりますので、様々な観点から検討してまいりたいと思えます。小野次郎先生、よろしく、その検討を現実に進めていただきたいと思います。

ところが、あなたはもう早速今日の記者会見で——ちよつと待つてくださいね、もう興奮しているの資料が、必要な事項については検討してまいりますと回答して、報道機関との接触について規範設けますとは回答していません。私は倫理規範であつたとしても報道機関を萎縮させるようなことについては作るのは難しいのではないかと考えておりますと云つて、次の日に答弁が若干トーンダウンしているんです。

実は、森大臣の答弁はいつもこうなんです。衆議院の答弁がこつちへ来て若干変化をし、昨日、小野次郎さんに言われた答弁が変化をしています。す。これ、どっちが本当なのか。実は、委員会の質問って、小野次郎さんは昨日質問したけど、あと、ひよつとしたら更問いできる機会があるかどうか分からないんですよ。これ、あなたの答弁はずつと議事録に残るので、それを記者会見とかで否定されたつて、国会には議事録残っているんです。そういう面であつて、あなたの答弁は本当に無責任。あなたは、この法案の審議が終わると、大臣としてはほとんどこの法案には関係なくなる。もう私たち、あなたと質疑して意味があるのかと思うぐらい。

ですから、まずこの小野議員の質問に、どちらなのか明確にお答えください。

○国務大臣（森まさ子君） 私は、これから、これまでも委員会の審議は答弁を変えたこととはございません。議事録を全部読んでいた方がいいと思います。記者会見も議事録に残っておりますし、国民の皆様はインターネットでこの委員会の審議を御覧になることができます。昨日の審議もインターネットで御覧いただきたいと思ひますし、議事録も残っております。

今お読みいただいたように、私は、特定秘密の漏えいを防止するために必要な事項について何らかの規範を設けることは重要だというふうに述べました。特定秘密というのは漏えいがあつてはならないんです。これについて規範をしっかりと設けていく、このことによつて、それ以外のことで萎縮することがなくなる。そういう意味できちつと規範を作り、ガイドラインを作る、それが私は大切だと思っておりますので、そのように答弁いたしました。

記者会見でもきちんと説明をしています。今一部だけ引用されましたけれども、記者会見の全文がきちんとホームページに載りますので、皆様御覧をいただければというふうに思ひます。

○福山哲郎君 大臣、あなたは、特定秘密の漏えいを防止するために必要な事項について何らかの規範を設けることは重要だと、まさに今おっしゃつたとおりのことを言っているんです。それ

ばっかり言っているんです、はつきり言つて。それ以外は何の幅もないんです。つまり、あなたにはその裁量がないんです。

簡単に言うとう、小野次郎君は、公務員と報道関係者の接触というのと言つて、ちゃんと事項を特定した質問をしているんです。事項を絞り込んでいる質問に対して、あなたは、検討してまいりたい、様々な観点から検討してまいりたいと思ひますと答えているんです。

ということは、あなたは、どんな質問に対しても、事項を絞つていようが何していようが、この答えを言つておけば、何でも検討ですと終わるじゃないですか。だけど、質問者は事項を絞り込んで質問しているんだから、当然このことに對して前向きに回答してもらつたと判断して当然じゃないですか。報道だつて、そう思つたから質問しているわけじゃないですか。そしたら、それは決めておりません。そんな逃げの答弁ずつとしているんだつたら、この委員会意味ないですよ。そして、何か言えば、議事録を読んでいたたいとおひ。だつて、公務員と報道関係者の接触という、具体的に聞いているんですよ。

じゃ、あなたの言っている様々な、特定秘密の漏えいを防止するために必要な事項について何らかの規範を設けることは重要だと考えている、様々な観点から、様々な観点について具体的に特定してください。

○国務大臣(森まさこ君) 小野次郎委員からこの件について従前から御質問をいただいているときにも御答弁申し上げているとおり、これは様々な観点については、有識者等の皆様から御意見を伺いをして、そして検討をしてまいりたいと思ひます。

それは、小野次郎委員から御提案のありました、その報道機関と公務員が接触する場合のことについてもそうでしょう。特に、公務員が情報収集活動をするときに、それが後から違法な手段だと言われることがあつてはどうするんだとか、そういうような御質問もございました。これまで、

そういったことを防止するために、やつぱり法律だけではなくて、倫理規範とかガイドラインを作つた方がいいんじゃないかという御意見を伺つて、私も前向きに検討してまいりまして、そして昨日は、そういった倫理規範をガイドラインも作つてまいりますと言ひました。その中で、今の一つの、その報道関係者との接触という、そういう御質問もございましたけれども、それも一つの観点だと思ひます。様々な観点から検討してまいり、そういうことを申し上げたのでございます。

先ほどのように、特定秘密の漏えいはあつてはなりませんので、特定秘密の漏えいはあつてはならないということをきつちり倫理規範に、これは当たり前のことですけれども、国家公務員倫理規程にも書いてありますから、それを書くことによつて報道機関との接触の萎縮が生じることにならないようになるといふ効果もあると思ひますので、私は、そのあつてはならない特定秘密の漏えい、これを防止するための倫理規範、それについても検討してまいり、いふうに御答弁を申し上げていようのでございます。

○福山哲郎君 今は前向きにという言葉が入つたんですよ。昨日のように、今の話を聞けば、誰でも報道機関との倫理規範は考へたいといふうに聞こえるんですが、あなたは今日の記者会見では逆に、報道機関との接触についての規範を設けますとは回答していませんと、全く今度は否定的な発言をされているんですよ。つまり、こややつておひているんですよ。そして、あなたは、ぶれていふと言つて、ぶれていふ言ひです。(発言する者あり)

委員長、大臣が今私に向かつて、理解してないだけですと言ひました。大臣として本心に不規則発言がいいのかどうか分かりませんが、いや、あのね、あなた、じゃ、衆議院で、この法案が成立後に更に必要な修正も必要だと言ひたけど、今その認識一緒ですか。

○国務大臣(森まさこ君) 衆議院についての発言

を今御指摘なさいましたけれども、もう少し詳しく言つていただけますか。

○福山哲郎君 いや、そんなのいいよ。あなたが発言しているんだから、一番よく分かっているんだから。あなたは衆議院で、この法案が成立した後、更に修正も含めて協議を重ねてまいりたいと言つたのは本当です。そのつもり、変わらないうんですよ。

○国務大臣(森まさこ君) 修正も含めて協議を進めてまいりますといふうに答弁したという御指摘でございましょうか。

私は、衆議院のときは修正をしておりますので、修正協議の内容を見守り、そして修正がなされましたら、しつかりとそれを受け止めてまいりますといふうに申し上げました。

○福山哲郎君 その前、その前ですよ。この法案が成立したら、城内議員の質問に対して、いや、修正も含めて、成立した後は修正も含めて協議をしてもらいたい、協議を続けたいといふか、成立したらとおつちやつたでしょう。そこは事実だけ教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 私は、一般論として、どの法律も成立の後、それは運用を見極めて必要な、それは様々な運用がなされると、そういうことを申し上げたわけでございます。

○福山哲郎君 あなたは、まず成立させてから、その後、修正も含めて検討したいと言つたはずなんです。私はそんな言葉じり本当は余り使いたくないんですけど、あなたはそれをまた今みたいに微妙にニュアンスを変える。こういった答弁が続くから、みんな不信感を持つわけですよ。

そもその話でいきますが、この法律が必要だといふ立法事実に対して、あなたは参議院の本会議で、米國が我が國の秘密保全法制の整備を、その取組を歓迎している状況にあることを申し上げたものと理解しておりますといふうに言ひられています。アメリカ、外國政府から言ひられているわけではないといふことは私はこれまで御答弁申し上げてまいりましたといふことも言つておられま

す。与党の人が各國から言ひられているんだということに対して、我が國の秘密保全法制の整備を、その取組を歓迎している状況にあることを申し上げたものと理解しておりますと言ひられておりますが、米國が我が國の取組を歓迎している例を具体的に挙げてください。

○国務大臣(森まさこ君) 日米両政府間においては、情報保全体制に対する共通の信頼を増進することを目的として二〇一〇年三月に情報保全についての日米協議を設置し、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンターインテリジェンスに関する措置の向上を含む情報保全の更なる改善に向けた方策について意見交換を実施してきておりますが、こうした中、平成二十三年六月の日米安全保障協議委員会共同発表において、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した旨言及され、本年十月の同委員会共同発表においても、情報保全の法的枠組みの構築における日本の真摯な取組を歓迎する旨言及をされております。

先ほどから申し上げておりますとおり、この法律の提出については、外國から言ひられたから提出をしたといふことではなく、日本政府として判断をして提出したものであります。

○福山哲郎君 ごめんなさい、提出するのは、日本政府が法案提出するに決まつていふじゃないですか。なぜ提出といふ表現を使うんですか。

この法案は、あなたは、法案は我が國及び國民の安全を確保するために我が國が主體的な判断に基づいて整備するものでありと言つた。整備するものでありとあなたは言つていふんだ。今急に提出つて変わったじゃないか。そして、あなた、理由を聞いたら、日米の政府の間で話があつたからだ。あなたの答弁違つたじゃないか。我が國の主體的な判断に基づいて整備するものでありと言つていふけど、あなたは今は、あれじゃないか、アメリカとの協議の中でやつたつて言つていふじゃないか。違つたじゃないですか。

○国務大臣(森まさこ君) ただいま御答弁を申し上げましたとおり、福山委員が米国から歓迎をされている例を挙げてくださいますこと、例を挙げさせていただきます。

このような取組を米国等から評価、歓迎されているという事実はございますけれども、この法制度を整備するために法案を提出するということは、日本政府が国家の存立と国民の生命を守るという主體的な判断に基づいて行っているわけでございます。

○福山哲郎君 他国からの要請はありますか。

○国務大臣(森まさこ君) 他国からの要請に基づいて提出したものではありません。評価をされているという事実はあります。

○福山哲郎君 じゃ、アメリカ以外、評価されているところはありますか。

○国務大臣(森まさこ君) イギリスにおいても評価をされた発言をいただいております。

○福山哲郎君 具体的に教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 具体的な例については通告をいただいておりますので、今ちょっと調べますのでお待ちください。

○福山哲郎君 もう一点、この法律の動機付けについて伺います。

あなたは、衆議院の最初の質疑のときに、この情報共有とは、外国との間だけではなく政府内の情報共有も同じでございます、今現状でも特管秘、つまり特別管理秘密という秘密でございますけれども、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されており、指定権者のレベルも管理権者のレベルも省庁ごとに異なっている等の問題がございます。これは、この法案を提出するに当たつてのあなたの理由付けのお言葉ですが、これはまさにあなたがいつも言っている委員会での答弁ですが、この答弁のとおりよろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) はい、そうです。

○福山哲郎君 特別管理秘密に対して、省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理され

ており。本当ですか。

○国務大臣(森まさこ君) 例えば、規定の制定形式でございますが、内閣官房では大臣決定となっておりまして、また、この管理責任者でございますけれども、内閣法制局では訓令となっておりまして、また、この管理責任者でございますけれども、内閣法制局では部長級でございますが、警察庁では局長級、それから、そのほか長官が行っている省庁もございまして、それから、適格性確認を行う者でございますけれども、大臣が行っているところもございまして、課長級で行っているところもございまして、このように各省ばらばらの基準で行っております。

○福山哲郎君 いやいや、私が聞いているのは、あなたが言っているように、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されており、指定権者のレベルも管理権者のレベルも省庁ごとに異なっていると、基準がばらばらだと言っているんですけど、もうあなたは私の言いたいことはお分かりいただいていると思ひますが、特別管理秘密に係る基準、特別に秘匿すべき情報については、物的管理として、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準の厳格な適用等を行うとともに、人的管理として、秘密取扱者適格性確認制度、管理体制、秘密保全研修制度を導入して、特別な管理を行い、情報漏えいの絶無を期すものとするという、明確な特別管理秘密にかかわる基準は存在していませんか。

これは、御案内のように、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針、これは平成十九年八月九日からある。これはどう考えたつて、統一基準と書いてある。あなたは答弁の中で、統一した基準はない、ばらばらだと言っている。このことに対して、この立法事実、この法案が必要だというあなたの認識について、どうかお答えください。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のように、平成十九年八月九日に、カウンターインテリジェンス

機能の強化に関する基本方針というものがつくられております。これは単なる省庁間の申合せでございます。先ほどの答弁で私が御指摘をさせていただきまして、管理責任者も適格性の確認を行う者もばらばらのレベルになっております。

○福山哲郎君 あなた、答弁どう言っているか、もう一回読みましょうか。特別管理秘密という秘密はございまして、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつて書いてあるんですよ。もう一回読みましょうか。特別管理秘密に係る基準、その題目は政府統一基準と書いてあるんですよ。これ、答弁違うじゃないですか。

○国務大臣(森まさこ君) 平成十九年のカウンターインテリジェンスの機能の強化に関する基本方針に基づいて、政府統一基準という言葉で基準が定められておりますが、その実態は、各省ごとに、指定権者、管理責任者、適格性の確認を行う者が、そのレベルが異なっております。これでは統一の基準ということが徹底されていないと思ひます。

私は、その基準というのは、指定権者も同じレベル、同じランクの者が行つてこそ、きちんとした統一の基準、それによつて政府内の情報共有も促進されるというふうに思ひます。ですので、この法律を提出をさせていただいた、そういうことでございます。

○福山哲郎君 いやいや、基準があるのか、あなたは基準がないと言っているんだ。これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつて、別の基準と言っているんだ。あるじゃないか、統一基準は。この別の基準というのは何の基準なんだ。統一基準なんだ。これ作つたの自民党政権のときですよ。もし運用が変だとしたら、それは自民党の政権の問題じゃないか。その自民党の政権のこの統一基準があるのにはばらばらの運用をしているんだ。そのばらばらの運用をしていることは全て政府の責任で、それを何で今回のこのような法案に変わつてこなきゃいけないんだ。そして、もし、そのことがもし本当ならば、悪

いですが、衆議院の審議でああなたが別々の基準だと言つて、立法のスタート、立法について、立法事実について議論を始めたということは、そもその出発点から国民に対して虚偽の、うその問題提起をしなからこの法案の審議に入つたということじゃないか。

○国務大臣(森まさこ君) ただいま御答弁をさせていただきますと、統一基準という、それは文書はあると思ひます、名称があると思ひます。

しかし、それに従つて各省で行われていることは、その管理責任者のランクも違う、適格性の確認を行う者も違うわけでございます。そういった実態の中で、ある省では大臣が適格性の確認をしているのにはほかの省庁では課長級ということでは、省庁から省庁に特定秘密を渡すときに信頼がないので、それは迅速に渡すことができない、それから、外国から見てもこれが統一されていないということになりますから、しつかりと統一をしていこうということを申し上げたわけでございます。

○福山哲郎君 全然答えていない。だって、統一基準はあるんです。あなたは、ばらばらの基準、省庁ごとにばらばらの基準で言っているんだ。ばらばらの基準であなたは答弁しているんだ。ばらばらの基準だから作るんだ、この法律を言っているんだけど、れっきとした統一基準あるじゃないか、ここに。これ、あれですよ、相当機密性高い基準ですよ。

この基本方針において行政機関とは、次に掲げる機関をいう。法律に基づき内閣に置かれる機関、内閣府を除く。内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法に規定する機関。国家行政組織法に規定する機関。警察庁。検察庁。もつと言ひます。特別管理秘密の定義に関しては、各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、公になつていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したものとす。十分あるじゃ

ないか。政府統一基準です。

あなたは答弁の中で、明確に委員会の最初の答弁で、この特管秘についてはばらばらの基準だと言っている。これはどう考えても、悪いですが、最初のスタートの立法事実を国民に説明する際、もつと言え、国会に説明する際に虚偽の答弁をしたということですね。

○国務大臣(森まさこ君) 統一基準という名称の文書があったとしても、その中身が統一でない場合にはそれをやはり直していく、そのことによって情報共有が促進されると思います。

特別管理秘密、いわゆる特管秘のその管理責任者のランクもばらばらでございます。先ほど申し上げたように、部長級のところが行っているところもあり、統括官が行っているところもある、局長が行っているところもあるんです。統一基準があつてもそのようにばらばらになっているわけでございます。私は、その現実を御指摘をさせていただいたこととでございます。

○福山哲郎君 あなたは今、統一基準があつてもと認めましたね。あつてもと言っているということは、この答弁は、別の基準によつてばらばらに管理されておりと言っているんですよ。別の基準によつてばらばらに管理されておりとあなたは言っている。別の基準によつてばらばらに管理されているんですよ。統一基準によつて管理されているんですよ。

しかし、あなたが言うように、それが運用がまづいんだつたら、それは運用を変えるべきです。最初に、それは、自民党政権がこれを作つたにもかかわらず、運用が大したことないあなたがおっしゃるなら、それは自民党政権の中でこの運用をどうしてきたかという運用の問題であつて、そのことを、国民に向かって、国会に向かって説明する席で、ばらばらに管理されておりと言ふのは、間違ひなく虚偽の答弁じゃないですか。どうぞ。

○国務大臣(森まさこ君) 先ほど福山委員が引用なさつたその議事録で述べておるとおり、ばらば

らに管理をされておるところもきちんと例示を挙げて、管理責任者や適格性の確認を行う者、そういうところのそれぞれがばらばらになっているというところを申し上げているわけでございます。文書の名前として統一基準というものがあつたとしても、統一に行われていないということとを申し上げたわけでございます。

○福山哲郎君 あなたは別の基準でと言っているんだ、別の基準で管理されておりと言っている。ここにちゃんと統一管理基準、統一技術基準、特別管理秘密に係る基準で、政府統一基準つてあるんだ。あなたは別の基準でと言っているんだ。これ、全く違うじゃないか。ちゃんと明確に言わなきゃ。

○国務大臣(森まさこ君) その統一基準について、統一基準という文書に基づいて、各省でまた基準を持っていますが、それが先ほど言つたように、管理責任者と適格性の確認を行う者がばらばらのランクになっていることとでございます。

○福山哲郎君 だから、それは運用の問題だから。僕は答弁の話を言っているんだ。別の基準とあなたが言つたこの答弁と、政府がしっかりと統一基準を持つていふことに對するこのそごを、どう説明するんですかと申し上げているんですよ。

○国務大臣(森まさこ君) それは、統一基準というその文書はございます。これは、民主党政権のときも、それに基いて運用がなされていたと思ひます。しかし、各省それぞれ、それに基いたばらばらの基準があるんですよ。そのことを申し上げたんですよ。

○福山哲郎君 いやいや、だから、あなたが何度もばらばらの基準、別の基準と言うから、私は違和感があつたんです。本当、統一基準でやつていたんじゃないの、何でもいつの間にかばらばらの基準になつて法律が必要だという話にすり替わっているの。

最初のスタートラインですよ、最初のスタートライン、これは、法律が必要かどうかの。そこ

で、あなたは別々の管理基準と言つたんだ、省庁が。しかし、れつきとして平成十九年から統一管理基準に基づいて特別管理秘密は管理されているんです。

元々の立法のスタート時点がもうずれているんだ。このことに對して明快に答弁いただけないことには次には進めないうですよ。どうぞ。

○国務大臣(森まさこ君) 福山委員よく御存じだと思いますが、統一基準という文書がございまして、それに基いて各省ごとにこの特別管理秘密についての基準があります。これが、それぞればらばらになつておりまして、指定の形式も別ですし、それから指定一つをもつても、しっかりと基準も書いて、指定の基準もありません。管理責任者のランクもばらばらです。指定の基準です。それから、適格性の確認を行う者のランクもばらばらでございます。これが、各省に定められている基準がばらばらになつていふんですよ。

そのことを答弁で申し上げ、また、事あるごとに、このカウンターインテリジェンスのこれは基本指針、これについては答弁の中で引用しながら、これはあるけれども、各省ごとがばらばらになつていふので、しっかりと法定化させていくためにこの法案を提出させていただいたということとを申し上げております。

○福山哲郎君 あ、あなたは何かこれが、何か文書、文書つて、文書にはそうあるかもしれないと言ふけど、これ見てください。これは、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準、平成二十四年度版です。これ、ちゃんとこういう冊子があるんですよ。何か、さも言葉だけの文書があるみたいない方をしていふすけれども、これ、全部基準があります。これ、統一管理基準つてちゃんと書いてあります。

ばらばらの基準だと言う、各省庁がばらばらの基準で特別管理秘密が管理されているというのは、全くうそじゃないですか。何か今、人の話を聞いて、私の話を聞いて、あなたの言っている統一基準は何か言葉みたいだけだみたいな話、文書

みたいなだけだつて、ここにある、ちゃんと、冊子で統一基準が。これ、何がばらばらなんだ。何が各省庁ばらばらなんですか、明確に答えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 私も今手元に持つておりますが、この基本指針というその……(発言する者あり)文書、文書があります、そういう統一。これはカウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針という題名でございます。しかし、それに基いて各省ごとのまたこの特定秘密の管理についての基準がありまして、それがそれぞればらばらになつておりまして、先ほどから御指摘を申し上げておりますとおり、管理責任者もランクが違ふんですよ。それをしっかりと統一をしていくこと、諸外国のレベルと同じように統一をしていくことが必要だということとこの法案を提出させていただいております。

○福山哲郎君 いやいや、だから、あなたが今どう説明しようが、衆議院の国会の審議の中であなただはつとこれを言っているんですよ、省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されておりつて。統一管理基準あるんですよ。何言っているんですか。だつて、これちゃんと特別管理秘密について別の基準によつてと書いてあるんですよ。別の基準じゃないじゃない。だから、ここをちゃんと説明しなさい。

それで、もしこれ訂正するんだつたら、訂正するんだつたら、衆議院の審議、全部やり直しだからね。当たり前でしよう、入口の話だからね、立法事実だからね、あなたたちが言つていた、そもその出発点だからね。私は、何が別の基準、別の基準というのかなと。統一管理基準、統一、特管秘なかつたかなと私思つていました。何が別だと、省庁別だ。いや、僕の記憶が違つたのかなと。とんでもない話ですよ、完全に虚偽じゃないか。

例えば、今統一管理基準はあるけれども、その中でこのこととこのことが足りないから、今の法律はこれが必要だと言ふんだつたらまだ、

百歩譲つてこの法律の、でき損ないこの法律の状況は理解したとしてもですよ、しかし、あなたは省庁ごと別々の基準だと委員会の最初から言つて、この審議が始まつていたんだ。これ、本当に最初のスタートラインから違ふんです。このことに對して明快に答えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 先ほどから御答弁を申し上げておりますとおり、福山委員が御指摘のカウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針という題名の文書がございます。それに基づいて各省で特管秘のための基準を作つておりますが、それが先ほど御指摘したような事項がばらばらになつております。その各省が持つてゐる基準がばらばらになつております。

例えば、先ほどの御指摘したランク以外にも、指定一つを見ても限定列挙がございませんし、指定の基準もございません。管理の規則も各省方でそれを定めております。そういったことは衆議院の審議の中でも、カウンタートリジェンスの機能の強化に関する基本方針があるということを私の方でちゃんと答弁の中で申し上げて、でも各省ごとの基準がこれほどばらばらでございいますから、しっかりとまた規定されていらないことがあつたり、これは特管秘については統一した基準を作つていくということ、これは漏れてはならない、国民の命と国家の存立にかかわる特定秘密については統一の基準を法律できちつと決めていく必要があるということを申し上げてゐるんでございます。

○福山哲郎君 統一の基準を決めていく必要があるつて、ここに統一管理基準であるんですよ、あるんですよ。あなたはあるものをばらばらだと国民に虚偽の答弁をして、やつぱり必要なのかなと思つて誤解を仕ける国民がいらっしゃるんですよ。ばらばら、ばらばらの各省庁別と言つてゐるんですよ。統一基準あるんだ、ここに。もし、この答弁を撤回する、訂正するんだつたら、本當に審議やり直しますからね。だつて、元々の前提が違ふんだから。

いいですか、私は事実に基づいて言つてゐるんだ。あなたが何度も何度も、私の答弁を読んでいただければ私の答弁のとおりと。あなたは、ここに、本当に何回も読みましたよ。これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されておられ、違ふんです。政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準なんです。

ちよつとこれね、このまま同じ答弁していてもしょうがないので。(発言する者あり)

○国務大臣(森まさこ君) 済みません、この委員が今お手元をお持ちのカウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針、これの中に、第二部、政府統一基準というふうを書いてあります。しかし、ここで特別管理秘密に係る基準については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準等々厳格な適用を行うとともに、その他、人的管理として、秘密取扱者の適格性の確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度、これは導入するというのを書いてありますけれども、これについては各省ごとに基準を定めております。ですので、先ほどのような管理者のランク等が異なつてくるのでございます。ですから、その統一基準というものが項目ごとによつてはばらばらの基準になつてゐますので、これを統一していくということが立法事実として御指摘できるものがあるんでございます。

○福山哲郎君 全く分からない。あなたは、ちゃんと特別管理秘密つて丁寧に、自分で特別管理秘密つて事項を特定して、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されておられるわけ、何回も何回も管理されていなくて、ばらばらに。統一基準によつて管理されてゐるんですよ。

じゃ、統一管理基準は特別管理秘密についてはあるんですね、存在するんですね。特別管理秘密についての統一の管理基準は存在することはお認めいただくんですね。

○国務大臣(森まさこ君) 委員がをお持ちのカウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針

針の中の第二部、政府統一基準の一、特別管理秘密に係る基準というものがございいます。しかし、そこによつて今言つたように各省ごとに基準を作ることになつておりますので、各省ごと基準を作つてそれを持つておりますが、先ほど御指摘したように、それぞれ項目ごとに違つてきてゐるわけでございます。

○福山哲郎君 今統一基準があることを認められました。しかし、この答弁はいつも申されます。つまり、特別管理秘密という秘密はございいますけれども、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されております。統一基準があるんです。これ完全に答弁食い違つてゐますので、ちよつと協議してください。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いいたします。福山哲郎君。(発言する者あり) じゃ、森国務大臣、もう一度答弁をお願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 第二部というところに政府統一基準というふうに書いてあります。(発言する者あり) はい。そういう文書で書いてあります。第二部、政府統一基準の中の一、特別管理秘密に係る基準については、情報セキュリティ、つまりインターネットとかそういう部分について以外の部分については各省に委ねられておりました。各省ごとに基準を作つて持つております。それがそれぞれ項目ごとに別々のランクで管理されたり定めがなかつたりする、そして、特別管理秘密は各省ごとにばらばらに管理されてゐるという、そういう現状を御説明をしたわけでございます。

○福山哲郎君 全く説明になつていない。万が一それが説明なんだとしたら、衆議院の委員会での、ずつとこれ来てばらばらだ、ばらばらだ、ばらばらだと言われていた話は、全く国民には事実と違ふことが伝わつてゐます。もつと申し上げます。あなたは今、単なる各省の申合せと言いましたが、失礼なことを言つちゃ

いけない。前の自民党の政権が平成十九年八月、基本方針決定で、この基本方針の着実な施行についてというのを閣議口頭了解したものだ。あなた、何が各省の申合せだ、無責任なことを言うな。単なると言つたよ。これは、閣議口頭了解というのとは相当重い。そして、政府統一管理基準として作つてゐるものだ。それをあなたは、何を説明したのかよく分からないけれども、ずつと委員会の中で、政府は、省庁はばらばらで、特別管理秘密という秘密はございいますけれども、省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されておらずと国会で答弁してきた。

これは確実に国民に對して誤解を与える答弁だと思いますが、どう思いますか。

○国務大臣(森まさこ君) 私は、申し上げましてゐるとおり、このカウンタートリジェンス機能の強化に関する基本方針の中の第二部の中の一の特定管理秘密に関する記載の中で、各省にこれは基準を委任をしておりまして、一部の情報セキュリティの部分だけしかこれは統一基準がございしません。ですから、先ほど申しましたように、指定をする管理規定も、それから管理をする責任者のランクも、それからその後の適格性審査をする方も違ふんです。ある省では大臣がやるのに、ある省では課長がやる。そこを、やはり各省ごとに別々の基準になつてゐます。

この文書によつて委任をされてゐることによつて、各省ごとのばらばらの基準で別々に管理をされてゐます。これをしっかりと統一をしていくということが、しかも法律できちつと規定をしていく、また、各省ごとでない項目もございしますので、それもしつかりやつていくことが必要だということをお知らせする。国民に誤解を申し上げておりました、それに基づいて審議も行われてきたものでございいます。

○福山哲郎君 私は、国民に誤解を与えませんかと言つてゐるんです。国民に誤解を与えませんかと言つてゐるんです。

○国務大臣(森まさこ君) 今までしつかり御説明

を申し上げておりますし、これからもしつかり御説明をしたいと思ひます。しつかりと議事録等、それから当時のインターネットの審議も御覧をいただきたいというふうに思ひます。

○福山哲郎君 済みません、私は議事録をそのまま読んでいます。議事録をしつかり読んでと言われるのは甚だ心外です。あなたが議事録で、省庁ごとにそれぞれの基準によつてばらばらに管理されており、特別管理秘密で、特定付きですよ。これ何回同じことを言わせるんですか。

あなたは統一管理基準があるということを確認したくないですか。ということは、これは虚偽の答弁をしたということですね。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 森国務大臣、答弁をお願いします。

○国務大臣(森まさこ君) 済みません。

先ほどから御説明を申し上げておりますとおり、このカウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針という文書、今委員がお手持ちにありますが、その中の特管秘の部分は、統一的な基準がインターネット等の情報セキュリティのところで一部ございまして、それ以外の人的管理としての秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度、これらはそれぞれ各省がばらばらに基準を設けております。ですから、各省がばらばらの基準、ばらばらのランクによつてそれを保管をしていると、そういう現状を申し上げておるわけでございます。

○福山哲郎君 済みません、政府委員、ちゃんとレクした方がいいよ。

あなたが今言った、人的管理制度とか秘密保全研修制度と言われましたね、言われましたね。あなたの言ったまさにカウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の政府統一基準の、更に言えば、特別管理秘密に係る基準のところにあなたが言った、情報セキュリティの厳格な適用等を行うとともに、次聞いてください、人的管理として、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度を導入して、特別な管理

を行い、情報の漏えいの絶無を期するものとするところに書いてあるじゃないか。あなたは今それがないと言つたじゃないか。ここにちゃんと書いてある、これやつているんだ。それがこの統一基準のいろいろな、この冊子にいろいろ書いてある。あなた、今また虚偽の答弁した。

さつき大臣は、単なる各省の申合せと言つたけど、これは各省の申合せどころじゃない、閣議口頭了解という大変重たい了解事項です。あのね、その場その場に應じて適当に答弁するのはやめた方がいい。国民は本当にこの法律について不安に思っている。

私は、政府が一定の秘密を所持することは理解している人間です。でも、いたずらに漏えい、漏えいばかりを言つて厳罰化をし、情報の管理や国民の知る権利を守るための手続を全部ほつたらかして、指定は曖昧、恣意性については何ら疑いは晴れていない。そういう状況の中で、担当大臣が委員会の冒頭から、特管秘はばらばらの基準だから必要だ、ばらばらの基準だから必要だと言つていたら、何のことはない、統一基準がちゃんと存在している。立法事実が私は根底から崩れたと思ひます。

そして、今日、あなたに答弁を求めたら、統一基準があることは認めた。そうしたら、各省申合せ、更に言えば、あなたが必要だと言う管理責任体制とか秘密保全研修制度、これについてはここにちゃんと書かれてある。そんな口から出せみたいな答弁をしたら駄目ですよ。そして、何か言え、議事録を読んでください、インターネットを見てください。私はあなたの議事録を読んで申し上げている。国民に、この重要な法案だからこそ誠意ある答弁が必要なんじゃないですか。どんどんどんどん、そういう無責任な答弁が重なるから、この法律に対する不安が広がっているんじゃないんですか。(発言する者あり)

今、きちんと答弁しているというやじが自民党の、与党の席からありました。本当にこれがきちんと答弁をしているのか。ばらばらの管理だと

ずっと言い続けた大臣が、今、統一管理基準がありますと認めたじゃないか。そもその説明が最初から違つていた、それは森大臣、認めていただきますね。

○国務大臣(森まさこ君) 福山委員が今読んでいただきましたこの人的管理としての秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度を導入してということ、その後書いてあるモデル基準はございしますが、それは各省がそれをモデルに各省の基準を持つております。例えば、内閣官房でも特別管理秘密の基準があり、消費者庁にも特別管理秘密についての基準がございします。しかし、それがやはりばらばらなんです。

先ほど御説明をいたしましたとおり、管理責任者のランクさえばらばらなんです。特別管理秘密といえば、やはり国の存立、そして国民の安全にかかわる重大な秘密、国家の機密でございします。これが各省ごとに、あるところでは課長さんが管理をしていて、ある省では部長さん、ある省では大臣ということでは、ばらばら過ぎるんです。例えば、何か急に有事が起きて、ほかの省庁から関係する省庁にその秘密を提示していただいて一緒に会議して、邦人が今テロに襲われているときに守ろう、そういうときに、迅速に送るときに相手が課長の管理であるということと迅速に、有効に進まないでございします。これがこの法案を出すための立法事実でございします。で、最初に御説明をしていただかせております。

そして、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針、これについては衆議院の審議でも何回も私の方で御指摘をさせていただいておりますので、どうかそこを、議事録をお説みになつて、御理解をくださいますようお願いいたします。

○福山哲郎君 悪いですけども、私も有事を経験しました。天安号、さらには延坪島の砲撃事案、官邸でいろいろやりました。特別管理秘密、漏れていません。日本の官僚は優秀です。これだけの統一基準があれば、みんなしっかりと働いて

くれます。そのときに、あなたが言つたように、課長さん、何とかさん、そんなの、自分の与えられた職責の中で賢明に動いていきます。私は何度も現場にいましたから、あなたが言つていらっしゃるレベルで日本の官僚組織は秘密を漏えいすることはない。そして、外国からの情報共有についてだつて、それぞれの役職で賢明に仕事をしています。

私が申し上げているのは、運用の話をしているのではない。あなたが、統一した基準はない、ばらばらだといつて国民に説明をしてきたことが、それが問題だと申し上げている。立法事実がそもそもないんだ。統一管理基準はここにあるんだ。これ、大問題ですよ。

これ、幾ら言つても同じ答弁しか返つてこない。しかし、これはこの法案の前提条件になる重要な事項です。どうか、ちよつと理事会で協議して、こんな答弁で私は納得できないので、理事会で協議をしていただきたいと思います。(発言する者あり)

まず、時間を止めてください。

○委員長(中川雅治君) 後刻理事会で協議いたします。(発言する者あり) 後刻理事会で協議いたします。

○福山哲郎君 じゃ、国民に誤解を与えたかもしれないというのをお認めいただけますか。

○国務大臣(森まさこ君) いえ、私は、しつかりと御説明を誠実にやってきております。そして、各省で別々の基準を持つておりまして、それにばらつきが見られるわけでございますので、これは、統一基準という言葉はあつて、そしてそれなりのものがあつても、実際に、実際に各省が持つてい基準が全きつちりと違うというものを申し上げたので、誤解を与えるような答弁をしていないものというふうに考えております。

○福山哲郎君 私は、失礼なことを言うなと申し上げたい。我が国の閣議口頭了解が言葉だけか、申合せか。我が国はそんなにかげんな国ではない

くれます。そのときに、あなたが言つたように、課長さん、何とかさん、そんなの、自分の与えられた職責の中で賢明に動いていきます。私は何度も現場にいましたから、あなたが言つていらっしゃるレベルで日本の官僚組織は秘密を漏えいすることはない。そして、外国からの情報共有についてだつて、それぞれの役職で賢明に仕事をしています。

いですよ。

閣議口頭了解で、統一基準で、あなたの言ったいろんな項目がここで決められているんだ。各省庁ばらばらなんかじゃない。何が誠意を持って答弁しているんだ。ばらばらだと言ってきたことに關して、あなた、どう説明するんだ。あなた、細かいこと何にも言っていないよ、委員会の答弁では。また僕はこの答弁を読むの。特別管理秘密については、これは省庁ごとにそれぞれ別の基準によつてばらばらに管理されており、これ誰が見たつて統一管理されているとは聞こえないでしょう。だって、あるんだから現実に。

これ、どうやつて審議を進めるんですか。ちよつと整理してください。ちよつと時間止めてください、委員長。委員長、時間止めてください。委員長、時間止めてください、これでは質疑が進まないんだから。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 森国務大臣は答弁していますから、続けて、質問を続けてください。

森国務大臣。

○国務大臣(森まさこ君) このカウンタートインテリジェンス機能の強化に関する基本方針はカウンタートインテリジェンス推進会議によつて決定をされたものでございますけれども、その中の特別管理秘密に関する基準については各省で基準が定められており、そのことについて私が今まで御説明を申し上げてきたとおりでございますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っています。

○福山哲郎君 各省に基準があることは了解なんかないよ、統一基準があるんだから。何言っているんだよ。

じゃ、統一基準は否定するんですか。さつき、あなた、統一基準があることは認めたつて言つたじゃないか。あなた、どっちなんだ。統一基準はあるんでしょ。何が、もう今答弁変わったじゃないか。

○国務大臣(森まさこ君) この基本方針の中の第二部に政府統一基準というのがありますけれど

も、第二部の中の一、特別管理秘密に係る基準については、その最初に記載されているものを各省が基準を定めておりまして、その内容がばらつきがございます。

やはり趣旨は、この基本方針というのは特管秘だけを定めているものではなくて情報セキュリティ全部についてのものでございますが、特に特管秘については、やつぱり各省ばらばらの基準であるところを統一をして、やはり国民の皆様の命と国会の存立を守る、国家の存立を守つていくためにしっかりとした統一の基準を、それも法律で定めていくということが必要であるというふうに申し上げてきております。

○福山哲郎君 余り答弁続けない方がいいよ。今、特別管理秘密だけじゃなくて情報セキュリティ対策のために、あなた、ばらばらの基準じゃない、ばらばらの基準を、定めた方がいいつておつしやつたでしよう。

情報セキュリティのための統一基準もここにあるわけ。分かる。それから、国家の重大な安全保障、重要だと僕も思います。このカウンタートインテリジェンスのところには、各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項つて書いてあるわけ。そして、そのために統一基準を持つているんです。

あなたは、ずうつと国会の答弁で各省庁ばらばらの基準だと。特にあなたは、特管秘については、何度も何度も特管秘はばらばらの基準だからと言つて。もう前提が違ふんです。この委員会の答弁でもあちこちあちこち答弁が行き来していますが、本当にこれ困つたものだと思います。

この法律が必要だと言つて政府の根拠の理由が私は崩れたと思いますので、私、今日、実は答弁時間は随分削られました。私の委員会の質疑に対して、結局、与党と政府が判断をして官房長官は要らないと、官房長官に対して質問は要らないということと与党と政府が、私の議員としての質問権まで奪いました。非常に遺憾な中での質疑

で、なおかつ森大臣は、今の一番重要な各省庁ばらばらの基準だと言つていた主張が崩れました。この問題についてまだたくさん問題がありますが、私、同僚の議員の時間を随分食い込みましたのでこれで私の質問を終わりますが、今の、統一基準について存在をすることを大臣が認めたこと、今までばらばらだと言つていたことと答弁が食い違うこと、これ大変重要なことですので、そのことを指摘して、同僚議員に替わりたいと思います。

後、福山理事がこの運営についてお話をされた二十三分間について、是非理事会でもう一度お諮りをいただいて、私が質問をさせていただく、国民のためにこの懸念を議論をさせていただくようなお時間いただけるように理事会で御協議をいただきたいと思ひます。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

昨日に引き続き御質問させていただきますが、まず冒頭、もう今日の審議についても本当に冒頭から大変な運営の私は瑕疵であつたと思つています。最初の予定では、私は七十分の質問とさせていただきますでございまして、しっかりとした審議をさせていただきたい。本来であれば、このようなどい運営であれば、投げ出しても、ふざけんなとちやぶ台返しをしたいところでありましたが、しかし、これだけ国民の多くの皆様が懸念を持つておられるそういう法律です。正々堂々と審議をすることに、国民の皆様の前でその問題点、あるいはそれが払拭されることもあるでしょう、それについて議論をすることが我々の責務だと考えています。

ですから、その責務に従つて議論をさせていただきます。今の御議論でも、森大臣、ございました、様々に答弁がころころ変わる。そして、透明性が本当に必要な、明確にお話をいただくことが不安を持つて国民に対する本来メッセージであるはずなのに、話せば話すほど迷宮入りしてしまふ。このような答弁では私は、大臣がおつしやられた言葉で言えば、誠実な御答弁とは言えないと思つております。

さらに、この今回の私は運営については委員長と与党の理事の不手際だと思つています。二十三分間、最初に時計が八分間止まつた、そしてその

○大野元裕君 それでは、最初に、まず官房長官にお伺いをさせていただきます。

官房長官、福山理事のところについては、どうも与党とそれから政府の方でこれは官房長官に対して適切な設問ではないということでお越しをいただけなかつたようでございますが、私にはお時間をいただけるようであります。

一時五十五分が私の質問の開始の時間でございますが、実は、そのもめているときにはもう福山理事の質問時間だつたんです。一時五十五分、大変御多忙でいらつしやつて来れなかつたということでもよろしいでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 従来から国会の委員会等への政府側の出席者についてはそれぞれ国会において御議論の上決定をされているものと認識しております。最終的には私は国会の御判断であらうというふうに思ひます。

そういう中で、私は今日は大野議員の質問にということ、大野議員の質問の時間は官邸にありました。

○大野元裕君 実は私、昨日の質問に立たせていただいたときも、官房長官はお越しになると最初からずつと思つておりました、要求をさせていただいておりました。

実は、森大臣には大変申し訳ないと思つています。というのは、昨日した質問をもう一度させていただくことに、実は官房長官がお越しにならないとなかなか完結する質問ではないものですから。やはり、これからこの問題を運用される、さらには、この前の安全保障会議設置法改正案についても関係のする質問なものですから、ですか

ら、そこでもう一度、済みません、大臣にお時間
いただいて、そこは御容赦をいただきたいと思っ
ていますけれども。

昨日、森大臣に対して私質問させていただきました
した。特定秘密保護法案における安全保障の定義
についてお伺いをしたんです。というのは、十三
日に私がこの委員会での法律における安全保障
の定義を尋ねたところ、その答えは、結果とし
て修正案として出てきたこの法律案における安全
保障の定義と違っていたんです。それはまず、森
大臣、よろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) 各党の修正協議の結果、修正案における定義は、国の存立にかかわる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することというふうに定められました。

○大野元裕君 官房長官、お伺いをしたいんですけれども、以前この議論でもさせていたんですが、二つの法律、わざわざこれは特別委員会を立てて、しかも関係が深いということ、この十三日の御答弁のときに、実は私、官房長官に対してお願いさせていただいたと思うんです。それは覚えておられると私は信じております。

官房長官、どうも報道では、これは私は全く中身知らないで正確じゃないかもしれないけれども、国家安全保障の定義の方が今回の特定秘密保護法案の安全保障の定義にどうも準用されているような報道もあるものから、ちよつと中略しますが、その辺の定義というものは是非平仄を合わせていただきたいということに対して、官房長官、あのとき大きくうなずかれておりました。

なぜ二つの法律で安全保障の定義は大きく異なるのでしょうか。関係している法律、しかも、特にNSC法案の方は国家安全保障の定義と安全保障の定義がいろんな委員の間で、衆議院も参議院も議論されていて、これ大きな意味持つはずなんです。なぜ同じではないんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) これについては、修正を

した議員の皆さんの意見によつてそのようになつたというふうに考えています。

○大野元裕君 そうだとすると、森大臣、私、大臣の答弁は無責任だと思つています。なぜかという、今出てきたことと、結果として修正協議を経たから変わったと、これはあるでしょう、それはあると思います。ただ、実際そのときの修正協議で多分の定義出ていたんだと思ひますし、なおかつ、そのときの御答弁で、「安全保障とは一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味します。」、「特定秘密保護法案の」と特定されて、「我が国の安全保障もこのような意味でございします。」。これ二つの意味で私、非常に無責任だと思ひます。第一は、この重要な法律の定義について、特定秘密保護法案においても「このようないいんですか。これはまず、私はおかしいと思ひます。それから、修正案の中でおつしやつていました、これ特定秘密保護法案に修正の前に安全保障に関する定義は入つていたんですか。是非教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 定義は入つておりませんでした。

○大野元裕君 「のようないいのか」がでるか。法律の定義というのは私は非常に重要だと思ひます。もちろん、そこで御存じないのであれば、それは、特にこの委員会だけで議論されてきたことですから、そこはまだ分からないと言えはいいはずで、し、「のようないいのは定義として大臣が軽々しくお話しになるようなことではないと思ひますけれども、これは一度このときの答弁は撤回された方がよろしいんじゃないでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) このとき、答弁をしたときにはまだ衆議院で修正案が成立してありません。このときの特定秘密保護法の安全保障の定義については、政府としては、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障

することというふうに定義付けをしておりました。

○大野元裕君 が、「このようないい」なんです。その「のようないい」というのはやつぱり無責任だと私は思ひますよ。

さらに、官房長官、これについて最後にお伺ひしますけれども、この二本の平仄を合わせていたいただきたいと私はお願いしましたけれども、そのときの官房長官、大きくうなずいていたのはどういふ意味だったんでございましょうか。

○国務大臣(菅義偉君) どういう形で議論の中で私うなずいたかということは今、定かでないんですが考えることがあつたから大きくうなずいたことだろうというふうに思ひます。

○大野元裕君 時間がないので、済みません、次へ行きますけれども、私、資料を今日御用意させていただきました。二枚あります。

様々なその議論の中で、これは総理もおつしやつておられますし、森大臣もおつしやつておられますけれども、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設けているとおつしやつておられます。

特定秘密については様々な疑念があります。だからこそ今協議をしているわけです、審議をしていくわけですし、その中で曖昧な部分については先ほど福山理事からも指摘があつたとおりなんです。重層的な仕組みというのは、具体的には何を指しておられるんですか、森大臣、お願いしま

なつたときには、行政機関の長だけの判断で延長できず、原則として三十年でございしますが、延長するときには内閣の承認を要するというわけにしたわけでございます。

そしてまた、国会の秘密会への提供、そして刑事訴訟のインカメラ制度、民事訴訟のインカメラ制度、情報公開法の審査会のインカメラ制度等の適用についても明文で定めさせていただきまし

た。そのような様々な重層的な仕組みを設けさせていただいております。

○大野元裕君 私はそれは重層的な仕組みとは言わないと思ひます。

まず、法案におけるそういった指定についてはチェックでは必ずしもない。チェックでおつしやつたのは、先ほどおつしやつたように、確かに秘密会があります。さらには、司法との関係、さらには政府内のチェック機能も私はあると思ひます。

差し上げましたこの資料を見ていただくととてもよく分かると思うんですが、これ、一枚目はアメリカの、NSCじゃありません、アメリカの情報関係におけるオーバーサイト、つまり監察、昨日オーバーサイトについては申し述べさせていただきました。もう一度申し上げますが、こういった文明国の秘密の法律というのは必ず二本立てです。一つは秘密の保全指定、そしてもう一つは、国民の目から常に隠される部分が出てくる、恣意の部分の部分が拭い切れないために監察の制度を常に二本立てで要するというところで、これがアメリカのオーバーサイトの現状です。赤い部分が政府、紫は様々なところからの連合体、それから青が議会なんです。

こういったそのオーバーサイトについて、監察について言うと、実は我が国というのは、私の知る限りでは先進国の中で最もこれらの機能が無い国だと私は思っています。その最大の特徴は、昨日も議論しましたけれども、議会なんです。安倍総理は、行政の方でもしっかり設けていますという話をされていました。それで、アメリカと一緒に話すとおっしゃっていました。そうなんです。アメリカは何重にもしているんです。しかし、イギリスもアメリカも原則として全ての情報は国会に提供されるということで、森大臣、よろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) はい、よろしいです。
○大野元裕君 ところが、日本の場合、これは法文に書いてあるんですが、ちよつと教えていただきたいんですが、特定秘密というのは、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの。これで、森大臣、よろしいですか。

○国務大臣(森まさこ君) はい、よろしいです。
○大野元裕君 ところが、その一方で、第十条の第一項においては、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき」とした上で、各議院に提供がするものとされている。そうですね。

これ、ちよつとおかしいなと思ったのは、よく分からないのは、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものが特定秘密です。しかし、提供されるものは我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたときです。これは、この間で我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないもの。そもそもおそれがあるものが特定秘密です。ないものが提供される、どのようなものが提供されるのでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密の定義においてそのような縛りがあります。そして、それを提供するときには保全措置が講じられた場合には提供ができます。国会においては、これは国会において

て保全措置を定めていただきますので、これは原則として我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないというふうに判断をされて提供されるものと考えております。

○大野元裕君 そうなんです。ただ、「かつ」と書いてあるんです。「かつ」、何と書いてあるか。先ほど申し上げたとおり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたとき。「かつ」というのは、秘密会についても、例えば秘密会のような保全措置があつて、なおかつ、そういったときじゃないんですか。

○国務大臣(森まさこ君) おっしゃるとおりでございますが、国会の場合には、原則として、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるというふうに認められる場合は原則としてないと考えております。

ただし、例外としてこれまで挙げさせていただいているのは、サードパーティールールとして、我が国が外国政府から情報をいただいたものが、そのいただいた管理者以外に出すことができないというような縛りが掛けられている場合というものを挙げさせていただきました。ただ、通常、国と国との間で情報が提供、共有されたときに、その相手国の国会にまで出すことを拒否をしているということも余り考えられないと思いますけれども、そういったことが情報提供のときに条件として付いていた場合にはそうなるということをしてこれまで例示として挙げさせていただいております。

○大野元裕君 そういった例示が幾つかございましたが、その原則外のところ、提供されない場合、これを判断するのは国会ですか、それとも行政ですか。

○国務大臣(森まさこ君) これは、まず行政機関の長が判断することになります。
○大野元裕君 国会法の第百四条に従えば、疎明さらには声明と、こういった手続だと私は理解しておりますけれども、これ、比較するとやっぱりそこが大きく違うんです。

議会の場合には、先ほど森大臣がお認めになつたとおり、原則として全てアメリカの場合には提供されます。例えば、議会に対しては対外情報の提供義務があつて、行政に情報提供の拒否権限は原則として与えられていません。さらには、上院、下院の情報委員会、これはもう御存じだと思いますけれども、七十六年、七十七年にできたやつですね。あそこには完全かつ最新の情報提供義務というのがあります。さらには大統領。大統領は、自分たちの大統領の記録だけではなくて、個人メモを含めて提出義務が義務付けられています。さらに、大統領が持っている書類を破棄するときには、その破棄の六十日前までに議会に通告をして、議会がいわゆるオブジェクションがない、ノーオブジェクションルールですね、の場合にだけそれを破棄することができるといふように定められているんです。

つまり、行政府に対する議会のコントロールというのは日本とアメリカでは相当私に違うといふふうに思っていますけれども、こういったオーバーサイトの機能を実は国会に持たせる件については、私も民主党が対案において、これ安倍総理、間違っていました。国会法の第百四条第一項を生かした上で、安倍総理はこれはなくした上でおっしゃっていました。生かした上で第二項を付け加えて、国会議長が情報提供を政府が拒否することの是非について判断をすると、そういう条件を私どもも付け加えていただきたいと思います。

それはなぜかといえば、行政でどうしても見る、あるいは裁判の話もありました。アメリカの裁判の法令全部見ただけです。実は情報公開に開いて言えば、それが秘密かどうかというのを裁判所が判断したことないんです。外形の証拠や説明によつてであつて、国家の安全保障についてこれが機微であるかどうかを裁判官がいいとか悪いとかと言う権利を持っていないというのが彼らの判断です。

とすれば、やはり国民の代表である議会に私たちが権限をしつかりと持たせるということが確実に必要だと思いますけれども、いかがお考えですか。

○国務大臣(森まさこ君) アメリカが大統領制であるということの違いはありますけれども、やはり三権分立の中でしっかりとチェック・アンド・バランス、これが行われていくということは必要であるといふふうに思います。

特定秘密について、行政の恣意がないようにその重層的な仕組みを設けさせていただきました。さらに、附則において第三者機関の設置の検討も定められておりますので、様々な仕組みでしっかりと特定秘密、恣意的なことが行われないようにしてまいりたいと思います。

○大野元裕君 ところが、いろいろ伺っていると、修正案も含めてですけれども、第三者的に総理が監督する、こういったたふざけた立て付けに私はなっていると思つています。総理が監督するのは当たり前の話です。

あるいは、第三者機関についても検討します。これ、森大臣、この法律が通ると森大臣はこの件についてはほとんど多分余りかわりがなくなるんだらうと私は想像しています。さらには、検討していますとおっしゃいますが、話を、先ほどの小野委員の答弁の話でもありますが、今日言ったら、次はそういう意味ではございませぬ、さらに翌日もまた変わる。これでどうやって将来検討しますというのを信じるという、そちらの方が私は不思議であります。

第三者機関に対して通報するためには、例えばの話ですけれども、アメリカもそうですし、たしかイギリスもそうだったと思いますし、私どもの案でもそうですけれども、秘密に指定する基準だけではなくて、秘密に指定してはいけない基準というのを我々の案では盛り込ませていただいています。さらには、アメリカの場合には、実は、その基準に従っていない秘密についてはこれを秘密指定してはならない、つまり、その基準に従って

大臣、そもそも、そういったものは秘密に指定されませんと何度も答弁されていますが、秘密に指定されていないものは指定してはならない。そしてそれを、その継続や秘密の指定を公務員がしたときには処罰の対象になると書いてあるんですよ、処罰の対象になると書いてあるんです。我々の案では、民主党の案では、それを発見したら通報しなきゃいけないと書いてあるんです。

こういった恣意が行われないような制度がないと、どうしても隠される秘密、必ずあります。そこは保全することは僕は正しいと思います。ただ、それを信頼して欲しいと国民に言うんだつたらば、国民に信頼できる制度はここにあるんだつと言うべきではないでしょうか。なぜ、行政の中で、自分たちの中で都合のいいところだけでできるような形にして、それを担保するような制度としようか。将来検討するんじゃないんです。あるいはそれを議会に委ねる、どちらでもいいんですけれども、そういった制度はいま一度考えるべきではありませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 我が法案の立て付けは、別表に、ポジティブリストの形でこれは指定をする条項が記載されています。法技術的に、通常そのようにリストがあるときにはリスト以外のもので指定することができないことは明らかでございまして、それをした場合には違法でございします。

しかし、委員御指摘のとおり、やはり違法なものが秘密に指定されるのではないかという御懸念もございします。そういったことは、今後、この指定の方法とか指定の基準を有識者の意見を聞いて定めていきますので、しっかりとそこで明確化をしてまいりたいというふうに思っています。

○大野元裕君 検討ばかりですね。違法ということは、処罰はあるんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 違法な事実を特定秘密に指定したことについての処罰規定は本法案には

書いてありません。

○大野元裕君 こういったものは、恣意で指定されるということ、必ず私は外部から信頼ができる形にならないかと思ひます。それは、官僚の人たちを処罰することを目的とするというよりも、処罰をされることを、私はそこで、官僚の中で、最低限の本来に必要なものだけを指定するという抑止の効果が生まれると思ひます。これが大事な点なんです。そして、それを持つていくことによって国民の皆様にも、情報隠されるところはあります、でもここは是非情報保全するということになるんだと思ひます。

なぜならば、こういった秘密というのは国家の私は所有物ではないと思ひます。本来は、国民が持つていくものが情報なんです。その中で、運用をする権限を我々は与えられている。その権限の中で信頼をしていただくということが私は重要だということを、実は今日、本場に多くの質問をしたかたんですが、古屋大臣や外務大臣にもお越しをいただきながら大変申し訳なかったんですが、もう少しこの議論を進めさせていただきたいと思ひますが、最後に一言だけ。

是非、この議論、しっかりとした審議にさせていただくことを改めて私どもはお誓いを申し上げますので、政府におかれては明確な御答弁を、そして与党、委員長におかれましては審議が円滑に進むような運営をお願いさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。私の方からは、今回のこの法案と国民の知る権利の関係について確認をさせていただきたいと思っております。

この法律案につきましては、国民の皆様から、政府が何でも秘密にして情報を隠してしまうのではないかと、そうした心配の声、また懸念が示されております。もちろん、そのようなことがあつて

はなりません。

政府原案の修正では、公明党の要請によって、元々二十一条、今修正によって条文が二十二条に変わりましたけれども、国民の知る権利、また報道、また取材の自由、これが明記をされることになりまして、この規定を入れることになったことについては大臣としてはどのように受け止めていらっしゃるか、お願ひいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 我が国の安全保障環境が日々厳しくなつていく中でこの法案の必要性がありますけれども、一方で、やはり国民の皆様から、今御指摘のような知る権利を害されてしまうのではないかと、御懸念が寄せられていたところでもございます。また、知る権利に資する報道の自由、取材の自由が、これが萎縮するのではないかという御指摘もいただきました。

そのような中で、公明党の党内の協議におきまして、この知る権利、そして取材の自由、報道の自由等について条文に明記するべきだということの御意見をいただきました。政府原案についての与党内調整を行ひまして、御指摘の条文の中に、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分な配慮をしなければならないというふう

に明記をすることが成りました。これは、本法案と、報道の自由とか、緊張関係に立ち得るというような御指摘がある中から、本来報道されるべき情報が隠されたり報道機関の正当な活動が制限される、そして、一般の国民が知らないうちに処罰されるというようなことがないようにということをしつかりと明確化をさせていただいたものでございします。

公明党の皆様御指摘を御協力に深く感謝を申し上げます。

○佐々木さやか君 ところで、この知る権利という言葉をもつて規定をしている法律というのは今幾つあるんでしょうか。

法律は原子力規制委員会設置法のみであると承知しております。

以上です。

○佐々木さやか君 今御説明がありましたように、今一つあると。そうなりますと、この法案は、国民の知る権利を明文をもつて明確に規定をする数少ない法律になるということでもございします。

本法案で、国民の知る権利、これを明確に規定をしたのはどうしてなのか。本法案は国民の知る権利を重要なものであるというふうに考えている、この法律では国民の知る権利を尊重するという趣旨であるということにほかならないと思ひます。

この法案において、私は、元々の二十一条、今二十二条でございしますけれども、これは非常に大切な条文であると思ひます。憲法に保障されておりますので知る権利に配慮すべきなのは当然でございしますけれども、しかし、この二十二条というのは、あつてもなくても同じ規定なわけはありません。この二十二条は、この法案、法律を解釈適用するための指針であつて、この法案の大原則を示したものであり、極めて重要なものであると思ひます。

報道、取材の自由が大切であるのは、国民の知る権利の保障に資するからでございします。法案の二十二条二項では、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、法令違反などに当たる場合を除き、正当業務行為であり、罰せられないということも明文をもつて確認をされているとおりであります。

国民の知る権利が大切であるというこの解釈指針に照らせば、二十二条の二項でございしますけれども、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法による行為とすると。この正当業務行為を否定するこの要件については狭く解釈をされるべきであると思ひます。たとえしつこい取材が行われたとしても、この法案に言う教

唆というものは成立はしない、今現在報道関係者の方々が現に行っているような、こうした取材行為を処罰する趣旨ではないということではないか、政府のお考えを伺いたいと思います。

〔委員長退席、理事島尻安伊子君着席〕

○副大臣(岡田広君) お答えいたします。

ただいま知る権利の文言が規定されているのは原子力規制委員会設置法のみということで御答弁させていただきましたが、国民の知る権利というのは大変重要なことであり、佐々木委員御指摘のように、この本法案におきましても国民の知る権利が公明党の提案によりまして明記をされました。憲法二十一条の保障する表現の自由と結び付いたものとして十分尊重されるべきものであると考えております。

このことを前提として、本法案では、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由を十分に配慮しなければならぬと規定し、本法案を運用する行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても本規定を解釈適用の準則としております。

以上です。

○佐々木さやか君 この二十二条の二項ですけれども、これは出版又は報道の業務に従事する者の取材行為、これが正当業務行為として罰せられないという場合を確認しております。

〔理事島尻安伊子君退席、委員長着席〕

じゃ、その出版又は報道の業務に従事しない、そういう人たちはどうなのか。一般の普通の国民の皆さんは正当業務行為にはならず罰せられてしまうのか。そうではありません。普通の市民の方が特定秘密に関するについて調べたり、また話題にしたりしただけで突然逮捕されるのではないかと、こういう心配の声もありますけれども、国民は全て表現の自由また知る権利を有しております。ですから、先ほどから申し上げておりますこの二十二条の解釈適用指針を見る限り、そのようなことはなく、普通の市民の方がこういったことを知りたい、そのように行動したとしても、教唆に当たると、そのようなことはないは

ずであると、私はここを確認することが非常に重要であると思っております。

例えば、市民活動家の方が行政の有する情報を知りたいと、こう思うこともあるでしょうし、それから研究の目的のために、また自己実現のために、いろいろな理由で国民が行政の有する、国の有する情報にアクセスすることを認めるのが知る権利でございます。何も報道機関だけが特権として有しているということではありません。法案の二十二条というのは、報道また取材の自由について確認をしておりますけれども、それだけではなくて、大切なのは、一般の国民も報道機関も全ての人がある知る権利を尊重するということがこの法律の解釈また適用、運用では求められるということでございます。

一般の国民の方がたとえ公務員などに特定秘密に関する事項について尋ねたりしたとしても、直ちに教唆として罰せられるわけではないはずであります。一般の国民が例えば防衛に関する事項などについて公務員に問いただしたりしても、それを教唆として処罰する趣旨ではないということであるとあります。

大臣が戻っていらつしやいましたので、例えば一般の市民の方が、自衛隊の基地のあの飛行機は何ですかとか、どんな訓練をしているんですとか、そういったことをたとえ問いただすようなことがあつたとしても、これがこの法案に言う教唆に当たるといふようなことはないはずでありますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) これは当たるとはございませぬ。佐々木委員も弁護士でいらつしやつて、教唆の定義、御存じのとおり、犯罪を実行させる目的を持って人に対してその行為を行つたときでございまして、一般の市民の方が公務員に対して特定秘密に関する事項について尋ねたりしても、これは当たりませぬし、問いただしたりすること、これも教唆には当たりませぬ。

○佐々木さやか君 今はインターネットが普及しておりますので、誰でも情報の発信者になることができるわけでございます。ですから、マスコミだけではなくて、あらゆる人が国民の知る権利の保障に言ってみれば資することができるとはございませぬ。ですから、報道機関、一般の国民の方、その区別なく普通の市民が情報を聞き出そうと仮にしたとしても、それが取材、業務で行っているものではなくても、報道機関によるものではなくても、その知る権利、情報にアクセスをする権利というのは十分に尊重されるべきであると思っております。

今回の法律案の罰則の目的というのは、不当なスパイ行為のようなものを取り締まることで国民の安全のために必要な秘密を守ろうとするものであつて、一般の国民の表現の自由ですとか情報発信、また知る権利、こういったものを罰則によつて今よりも制限をしたり萎縮をさせたりしようとするものではないということによろしいでしょうか。確認のために。

○国務大臣(森まさこ君) はい、委員御指摘のとおりでございます。また、修正案によつて、いわゆるスパイ行為という外国を利用する目的というのが規定をされまして、よりその点が明確化にされたというふうに思います。

また、この二十二条には、公明党様の御指摘によりまして、国民の基本的人権を不当に侵害することがあつてはならぬというふうに規定をしておりますので、本案によつて、一般の国民の皆様を知る権利、そして情報発信、インターネット等での萎縮させたりしようとするものではございませぬ。

○佐々木さやか君 今回の法案についての国民の皆様への正しい理解を十分に得るためには、こういった不安の声について、これまでも説明をさせていただいておられますけれども、今まで以上に、また更に丁寧にかつ分かりやすく説明をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で終わります。

○真山勇一君 みんなの党の真山勇一です。本当にこの委員会の冒頭の騒ぎというのは、私にとつても本当に悲しい出来事だということふうに思いました。私は、委員席から見えていて、参議院の職員の方も目の前にいらつしやつて、皆さん啞然とした表情をしていらつしやつたように見えますし、私は、もう本当にあきれ顔をして見ているような、そんな気もいたしました。こうしたことがないようにこれから審議を進めていきたい、そんな思いでおります。

そして、森大臣は、本当に長い時間ずっと答弁されていて、本当に大変だと思ひます。今日も八時過ぎまでまだあるわけです。そして、国会の会期末は六日。まだまだ本当に大変な答弁が続かれるのではないかと思いますけれども、大丈夫ですね。ひとつよろしくお願いいたします。

私もいろいろ考えてまいりました。ちよつと質問に入る前に、今朝いつもより早く起きました。当然、特別委員会の質問案作りということなんです、準備のため。五十分、今日いただいている時間が五十分ということで、私が議員になって初めてこんな長い時間、当然いろいろと用意しておかなくちゃ駄目だなというように考えて作業をして、横目でテレビを見ておりました。そのテレビから流れてきたニュース、思わず見入ってしまったんです。

安倍総理が映つておりました。そして、メディア関係の集まりに出席されてまして、その前で、秘密保護法案に関連して伸び伸びとどんでん取材してほしいというようにことを笑顔でおっしゃつていた。そんな光景が映つていたんですけれども、私は、報道の自由ということに関して、これ心配しないでも大丈夫だよというようにことをおっしゃりたかつたんだらうというふうに思ひます。そして今はいくらやうな国民の負託におこたえて国会議員という仕事をやっているその身としては、やはり違和感、それから寂しさとい

うのも感じました。

もし、報道機関が萎縮しないでどんどんどんどん伸び伸びと取材してくれというふうな思っているのならば、是非私は、本当は安倍総理にこの場に来ていただいて、国民に向かって言っていたらいい。こんな大事な大事な法案を審議しているんだから、特別に僕はこういうことを国民に訴えたい。もちろん、来週は党首討論もあるそうなんです、私はやはり本日に訴えていた方がいいなと、そんな気がしてなりませんでした。

国会はもうあと一週間というところで、この法案の審議をしていますけれども、しかし、今日もこんなに遅い時間までずっと傍聴者の方がまだたくさん傍聴されています。私は、本当に皆さんこの法案に関しては関心が高い、関心が高いというよりは、まだ皆さんに不安もあるし、疑問点もたくさんあると思うんです。そのために、やはり最高責任者が出てきて丁寧に分かつてもう言うように説明するということは、国会の場としては、いろいろ決まりはあるでしょうけれども、やはり大事なことじゃないかなというふうに思っております。

この法案は、審議すればするほど私はいろいろ問題点が浮き彫りになってきているというふうな思います。もちろん、申し上げておきたいのは、私も、日本を取り巻く安全保障の立場から、国の安全保障を扱う組織、それから外交、防衛などで大事な情報を収集してそれが漏れないようにする体制づくりというものは、これは絶対に必要なものだというふうに考えています。しかし、今政府が急こうとしてこの法案には、例えば私、こんなことを考えました。

船に例えると最新型の大型船です。びっかびか的大型船、最新船です。高性能のレーダーを備え、そしてコンピュータシステムを装備して運航も安全にできる、そしてそれに国民を乗せて、やあ、いよいよ出航しようとしている、そんなところなんです。ですけれども、よく見てみると、

いろいろ問題はありそうだ。レーダーの部品の信頼度どうなのかな、コンピュータシステムが本当に正確に作動するのか、あるいは豪華なレストランがあるけれども、まあ、このレストランはそんなことはないでしょう、今出ているような偽メニューが出て、そんなことがないとは私は思っています、そんな疑いがある。それなのに、国民を乗せて出航しようとしているわけです。このままいくと、ああ、それからもう一つ大事なものを、私はいんじやないかと思っています。救命ボートもない、かきついたら積んでいないかもしれない。それでも出航しようとしている。この船に乗っている国民、不安を抱えている国民が、こんな不安をした、整備をしなくちゃいけない、それなのにそのままだと出ていく。これでは、国民の命を守るどころか、かえってその航海で国民を危険にさらすようなことになるんじゃないか、そんなことすら私、今考えております。

本日に会期末で時間迫っています。しかし、やはり大詰めとなっても、参議院の場では十分納得できる審議を尽くすべきだと私は思っています。私たちは、参議院の皆さんに私は先日の本会議で呼びかけました。本日に衆議院のような採決のやり方、それから今日のよう、ここ連続して続いているような混乱は参議院としては避けたい、本日に皆さん、避けようじゃないか。私は、衆議院と同じことを繰り返す、いや、むしろ衆議院よりひどいかもしれない。そういうことがあるような審議、こんなことを繰り返すんだから、やっぱり民主主義はなくて暴走しているんじゃないかというふうな思っています。

国民の皆さんは、こんなことを見せていたら、参議院の存在意義というのはどう思っているか。私は、参議院のことを指す言葉でよく良識の府というのがありますけれども、もはやこんな状態だったらその良識の府なんというものが死語と言われるんじゃないかと、そんな気がしています。まだまだ本日に審議が必要だと思っております。

で、ぎりぎりまで国民の皆さんが今持つていらつしやる不安とか疑問に答えていくような、そんな審議をこの場で是非尽くしていただきたいたいというふうな思っております。

長くなりましたけれども、そういうことを訴えまして、質問に入らせていただきたいと思います。

伝え聞くとところによりますと、安倍総理はどうやら修正には応じないようだというような報道も流れているんですけれども、こういう修正に応じないなんて言われると、この質問も是非本日から総理に伺いたいというふうに思っていますが、本日もこの法案の修正というものは、森大臣、応じないんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 修正については、国会においてその協議調いまして、それを御提案いただきましたら、それが成立いたしましたら、政府としてはしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

○真山第一君 森大臣をお疑いするわけじゃない、疑うわけじゃないんですけれども、もし成立後ということでしたら、是非、定期的な見直し、修正、こうしたものを制度化する意味でも、法案の本文、本文が私は一番やっていただきたいんですけれども、あるいは附則、本文に付けるとこれは修正になってしまいうので、附則とかそういうものに付けていただくということはできないんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 本法案の運用を不断に見直し改善していくということは、他の法令でも同様にはこれは当然のことであり、重要なことでございます。本法案の施行後も、国民の皆様のご意見に耳を傾け、そして有識者会議の御意見等を踏まえ必要な対応を行ってまいります。

○真山第一君 それから、大事なまだ伺いたい疑問点、問題点があるのでそれに入りたいと思うんですが、まず国民の知る権利について伺ってまいりたいというふうに思っています。

まずけれども、この法案の中に情報公開の原則というものを、私は、国民の知る権利を保障していただければやはり明記すべき、盛り込むべきではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 国民の知る権利については、御指摘のとおり、憲法二十一条の表現の自由と結び付いたものとして十分尊重される重要な権利でございます。情報の公開は、そういった意味でも、行政が国民に対し説明する責務を果たすために重要なものと認識をしております。

本法案では、国民の知る権利についてしっかりと明文化をさせていただいて、知る権利が明文化される例というのは今までほとんどなかったわけでございます。先ほど公明党の佐々木委員が御指摘になった一つの法律のみでございますが、本法案でこれを、二つ目になりますけれども、明文の中に書かせていただきました。これは本当に重い意味を持っていると思ひまして、本法案の運用の基準、指針となるというふうに理解をしております。

そして、情報公開法の適用もしっかりとございまして、これは当然ありますので、情報公開請求、そして情報公開審査会のインカメラ制度もございまして、その中でしっかりと情報公開をさせていただきたいと思っております。

○真山第一君 安倍総理が、伸び伸びとどんどんやってほしい、萎縮なんかないというふうにおっしゃっていますけど、私が後輩のメディアで働く仲間たちに聞くと、この法案が施行されるとやっぱり萎縮してしまうんじゃないか、いろんなことを考えると取材の芽先も鈍る、そして情報源の方からもなかなか、言ったら大変なことになるからというところ出なくなったり、いろんなそう思う、やはりもう心配、懸念を聞かされてきているんですね。ですから、この辺というのは、原則を書いたから即そのままだとおり大丈夫だということにはなかなか得ないし、やはり心配、不安というのとは残ると思うんです。

ですからこそ、その二十一条、修正案では二十二条になるでしょうか、正当な取材活動ということがあるんですけれども、この正当な取材活動という定義というのはどういうものなんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 修正案ができてこの二十一条が二十二条に変わっておりますけれども、二十二条の正当な取材活動でございすけれども、これは、報道機関が公務員に対し根拠強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的から出たものであり、その手段、方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものであるに違法性上は認められるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為であるという最高裁決定を踏まえております。これによって、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする」というふうにしております。

○真山勇一君 ただ、メディア、報道の現場からすると、確かにそういうことで著しく不当な行為でなければというようにも書いてあっても、やはりそれが具体的にどういふものかというのがはつきりしないと、それこそ森大臣の答弁にもありましたように、どこを基準にするか、それぞれやつぱりそのたびそのたび変わってしまうとか、いろんなことがあると思うんですね。私は、やつぱりこの正当な取材活動だけの決め方では、なかなか報道の現場が萎縮しないような取材が、安倍総理がおっしゃるように伸び伸びとどんな私にやつぱりやって、国民に知らせたいことは知らせるべきだと思ふんです。それが本当にできるかどうか、大変疑念を持っています。

ですから、是非この辺りも、修正がもう不可能ならば、やはり成立した後、もう少しこの辺りをしつかりとしていくような措置を是非重ねてお願いしたいというふうに思っております。

そして、それと同時に、その手段としていろいろ出します、メディアが発表する、そうしたものの

についてお伺いしていきたいんですけれども、先日の本会議でお尋ねしたときは、団体の機関誌、あるいは学術研究などはこの報道の自由ということとで大丈夫というふうに向っているんですけれども、もう一回確認させていただき。

○国務大臣(森まさこ君) 団体の機関誌それから学術研究については、報道の機関と同様に、正当な取材行為である限り、正当な行為である限り処罰されることはございません。

○真山勇一君 その正当な行為である限りというのがなかなかやはり難しいなというふうに向っておりますけれども。

それでは、あと、同人誌というのがありますね。それから、最近はやつぱりインターネットがこれだけ普及してきておりますから、それぞれ個人がブログですとかフェイスブックですとかホームページ、こういうものをやっているんですけれども、こうしたものはいかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 個人のブログでありますとかそれから同人誌についても、一般的に、それが客観的事実を事実として不特定多数の方に知らせるというように社会生活上の地位に基づいて行っている、通常の場合は、これは処罰の対象にはなりません。

そして、今様々な御懸念があるということをお指摘ありましたので、施行後、有識者の御意見を聴いて定める基準の中で、その有識者の中には報道機関の方にも入っていただいで、しつかりと明確化をさせてまいりたいと思います。

済みません、今、施行後と言ったのは、成立後に訂正させていただきます。

○真山勇一君 今ちよつとお答えの中で気になったのは、ブログ、フェイスブックとかホームページというのは、これはいろんな人がやっていますよね。例えばその専門家の人、軍事の専門家とか、それから私の立場でいえば元メディアで働いていたとか、それから、もちろん政治家として多くの皆さんがやっていらつしやいますね。そういうことならばいいのか。それとも、そうじゃなく

て、今ブログとかフェイスブックで皆さん趣味でやっていたり、それから極端なことを言えば、別に誰が読んでもいいんだけれども、自分の日記代わりに書いているという人もいますよね。そういう場合はどうなるんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 先ほど申し上げましたとおり、不特定多数の方に、事実、客観的事実を事実として知らせるというようなことを社会生活上の地位に基づいて行っている場合にはなりませんけれども、これについてもしつかりと基準も作って明確化してまいりたいと思いますし、その後、こういう場合はどうなのということがしつかり分かるようにコンメンタール等でも明らかにしてまいりたいと思います。

いずれにせよ、そのような行為が、本法の処罰規定にありますように、例えば取得行為でございまして、修正案でしつかりと限定をさせていただきますようなスパイ目的のような場合でない処罰には当たりませんので、そういったところもしつかりと御理解をいただけるように御説明してまいりたいと思います。

○真山勇一君 ただ、やつぱり一点、ブログとかフェイスブック、ホームページというのは本当にごくごく一般の、本当に一般の方も広くやつていらつしやるわけで、その中で、今大臣の御答弁の中で、社会生活上の地位のあるということばやつぱり気になるんですね。本当に、じゃ、例えば今仕事がなく失業している人もいるし、それから主婦の方もいらつしやる、まあ主婦の方が社会的地位がないかどうかというのはそれはまた別かもしれませんが、でも、一般的に言うと、そういうふうなごくごく市井の一般人がやつていて、やたらまたまそういうことになってきたら、やはりこれは不安を感じるわけですし、今大臣がおっしゃったように、成立後にこの辺りというのは本当に決めるということが可能なんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) これについては、この社会生活上の地位に基づきというのは、定義としては日常生活上の活動を除くという趣旨でござい

まして、報道の業務に従事する者がどういふものかということでございますので、しつかりとそこは明確化をしたいと思います。修正案の二十二条でございすけれども、報道の自由等を特に配慮した規定でございすけれども、これについてしつかりと明確化をしたいと思います。

○真山勇一君 国民の知る権利ということなんですけど、私は長いことメディアで働いてきて、メディアというものの形が変わってきているわけですね。前は、いわゆるマスコミと言われる新聞とか雑誌とか報道とか、いわゆる大勢に対して情報を発信するというのが中心だったわけなんですけれども、インターネットというのが出てきてからは、メディア、マスコミじゃないものが個人から個人へ情報を発信する、つまりこれが電波と通信の融合というふうに向われているんですが、電波は大勢の人に、不特定多数の人に伝えるということが目的だったんですが、通信というのは元々電話とか個人対個人だった、それが結局インターネットの普及で一挙にその相手も不特定多数になったということがありますね。これは新しいメディアの一つの形なので、やはり印刷物とか地上波ということとは別に、こうした新しいインターネットについてもしつかりと国民の知る権利、そしてそれをする権利も保障していただかなくてはいいけないと。この辺にも、国民が直接かわつてくることなのでやはり不安は大きいと思いますので、是非お願いしたいというふうに思います。

私は、あともう一つ、公益通報者、つまり、いろいろな情報、国民の皆さんに、大勢にいろんなことを知らせるという意味でいえば、正当な取材活動と同時にやはり公益通報者、何かあったときにその情報をみんなに知らせるという公益通報者の人も大事だと思ふんです。

もちろん、この特定秘密、これを扱う場合、その扱う職員の方、その職員の方の倫理規程、これはもう大事じゃないかということはこれまでの委員会の中でも出てきておりました。でも、漏らす

方を規制することでも大事ですけれども、もう一つ、何かあったときに、やはりこれはまずい、これは問題だ、これはみんなに知らせなくちゃと思つて、そういう意思から情報を広める公益通報者ですね、こうした方が情報を入手する、この公益通報者というものを守るということは今回の法案で可能なんではないかと。

○国務大臣(森まさこ君) 公益通報者保護法の適用がございまして、これが不当な行為、違法な行為だということで、それを通報する方はこの公益通報者保護法によって保護されます。

○真山第一君 公益通報者保護法というのはもちろんあるというふうに私も存じております。

ただ、やはり今回のこの特定秘密保護法案というのは、考えてみれば新しい概念を一つ持ち込む法案ですし、それから、何よりもやはり国家の安全保障とか国民の命にかかわる、法案としてはかなり、法律になれば法律としてかなり位の高い、本当に大事な、重要な法案という私は認識を持っています。そうすると、公益通報者保護法、これで本当に守る機能が働くのかどうか。

やはり特定秘密という普通のケースとは違うものを対象にしているんですから、その情報を入手して公にするという公益通報者というのは本当にこの公益通報者保護法で守られるのかなというふうな疑問、不安を持っているんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(森まさこ君) 公益通報者保護法では、事業者の内部で通報する場合、それから監督している行政機関に通報する場合、そして外部に通報する場合と様々なケースが規定されておりますので、その内容をしっかりと周知をして、この特定秘密についても違法行為が行われた場合にそれを公益通報する者が保護されるようにしてまいりたいと思います。

○真山第一君 本当にやはり国民の知る権利、あるいは、おかしいことをおかしいというふうに思った人がそれをはっきり言える、こうしたものというのは大事だと思うんですね。ですから、例

えば公益通報者保護法で本当に守ってもらえるのかどうか、こうしたこともやっぱり不安になる、報道の現場と同じように、公益通報、こういうことをする人もやはりだんだん萎縮してきて、そのために世の中がおかしくなってきたらもうんじやないかな、そんな心配もやはりあると思うんですね。

できれば、成立後でもいいんです、もう修正は無理なようなので、まあ無理な注文はここでしてもしようがないので、例えば特別な条項を、成立後、公益通報者を守るというような、そんなような条項を入れていただくということはできないんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 真山委員の御指摘を重く受け止めて、成立後に有識者会議で定められる基準等についてしっかりと盛り込めるように検討をしてみたいと思います。

○真山第一君 今、重くとおっしゃっていただいて、決してその後軽くならないように、是非重く重く本当にやっていただきたい、そう思います。

やはり、その辺の修正ができないのなら、どういう形であれ確実にやっていただけないという確約が取れないと、なかなかこの船の最新型の大型船、私は欠陥だらけだと思つています。それを修理しないで出航しちゃったら、本当に私たち国民は踏んだりけつたりです。本当にそういうことになつてしまふと思うんですね。

私は今回、国民の方がまだこの法案のことがよく分からない、そうおっしゃっているのは、こうした本当に国民と直接、何か秘密保護をするのは公務員だから、これは公務員のための法律なんだろう、そう思つていらつしやるかも知れませんが、本当に国民が実際に巻き込まれた関係するものが多いんですね。それが今申し上げた国民の知る権利のところで、例えばインターネットなんかは本当にそうだと思います。国民の毎日の生活にも入っている、すっかりなじんでいるものがある。

それと同時に、もう一つ、私は、公務員と同時

に民間人、国民の人たちがかわりを持つと思われんじやなくて必ず持つ、この心配をもう一つお伺いしたいと思うんですね。それは適性評価です。

特定秘密を取り扱う者に対して適性評価を行う、その特定秘密を扱うのにふさわしいかどうかということ調べる。これは、公務員はもちろんなんですが、民間人も対象になるようなんで、改めて伺つていきたい。これ国民の皆さんも、えつ、法案にそんな、我々も適性評価を受けてプライバシー調べられちゃうの、しかもその調べる相手が、どうやら自分の周りにいる人、会社の上司じやなくてお役人、これ大変なプレッシャーですよ。

多分この適性評価というのはそういうものなんです、まず事実関係として、公務員のうち何人がこの特定秘密を扱うための資格、ライセンス、適性評価を、対象になるのは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 適性評価の対象となる公務員の数ということでございますが、現行の特別管理秘密がございまして、特定秘密はこの現行の特別管理秘密よりも狭くなるというふうに思いますけれども、参考のために現行の数を申し上げますと、現行では政府全体で六万四千五百人となつております。

○真山第一君 この数字は予想、推定ということになりますよね。

○国務大臣(森まさこ君) そのとおりでございます。

○真山第一君 それでは、民間人も同様の適性評価の対象になるんでしょうか。民間人、いわゆる一般の人。

○国務大臣(森まさこ君) 今申し上げました数字、六万四千五百人、これが現行の特管秘の取り扱いことができるかとされている職員の数でございますので、これよりも狭くなると思つたので、特定秘密については推定の数字になりますけれども、本法案で、それ以外は、都道府県警察の職

員、それから特定秘密を取り扱う契約業者の職員も対象となります。

○真山第一君 ただ、私、今これで想定の数値ということですが、当然特定秘密というのはどんどん増え続けていくわけですよね。そうすると、やはりそれを扱う人も同じ人じやなくて、今度はこっちの人、この特定秘密はまたこっちの人、それから、ある部分ではもうこれは特定秘密じゃなくなるといふこともあるんですけど、特定秘密でなくなつたらその人はどういう扱いになるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

御質問の趣旨が、適性評価を受けた者で取り扱っている者が取り扱わなくなった場合どうなるかということかと思つたんですけど、基本的には適性評価というのは取扱者とするための前提の要件にすぎませんので、特にそれによつて何か身分が変更になるということはないと思います。

また改めて、同じ行政機関の組織内で異動してまた改めて取り扱う場合は、適性評価の有効期間の五年以内であれば新たにまた適性評価を行わずに取扱者になれますが、また、例えば民間企業の場合に、一旦退社した後別会社へ移つてという場合は、五年以内であっても新たに適性評価が必要になつてくることになります。

○真山第一君 私がちよつと心配しているのは、もし私がそういうふうな適性評価を受ける立場になつたとしたら、もちろん一般人ですすよね、不安なのは、一回そういう適性評価で、後から言いますけど、七項目調査されちゃうわけですね。その調査されたものというのは残つてしまふんじゃないかな、どこかにそれが漏れちゃつたら心配だなという、そういうふうなおそれを感じているわけなんですけれども、ちよつとその前に、この適性評価というのは誰がするんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 行政機関の長が行政機関の職員に命じてさせることになっております。

○真山第一君 それは、行政機関の長というと、

例えば大臣が、例えば私、今民間人、特に公務員の方は仕事柄そういうことがあっても、それは公務員の一つの役目であるというふうに通じているんですが、私が心配しているのは民間人なんですね。そうすると、民間人の適性評価をするのに行政機関の長が、はい、何丁目何番地の何々さん、何々省の大臣室へ来てくださいますと、そういうことになるんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

民間企業の適性評価の方法につきましては、まだ細部はこれから基準等で定めていくつもりでございますが、まず原則としましては、民間企業の方から特定秘密を取り扱うことが見込まれる者のリストを出していただきまして、その人を対象にしまして、個別にそれぞれ、自己評価という調査項目についてそれぞれ自ら記述していただきまして、その書類を提出していただきまして、それに対して必要に応じて個別の面談を行っていくという方法になろうかと思っております。

○真山第一君 私は、だから、お伺いしたいのは、その個別の面談をする方というのは具体的に誰になるんでしょう。

○政府参考人(鈴木良之君) 面談は、行政機関の長が指名しましたその行政機関の職員が行います。

○真山第一君 長が指名した行政機関の職員、具体的に言くと、例えばどんな仕事をしている人がこういうことをやるんでしょう。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

これも、これから行政機関それぞれの特性に応じて決めていくことなろうかと思っておりますけれども、例えば防衛省や内閣情報調査室など特定秘密を取り扱う人数が多い場合については例えば秘密保全部門というのを組織内で保有しておりますので、そういったところの専門家が担当しますが、それ以外のところにつきましては、人事担当者も含めて今後細部を検討していくことになる予定でございます。

○真山第一君 民間の会社とよく似て、面接する

んだったらやはりその行政機関の長が職員に委託する、その職員の先は人事担当者かなというようなお話を伺ったわけですけど、やはりこれ個人のプライバシーを扱うところなんだから、その適性評価をする、面接をするその人にも適性評価つけないと何か不安感じがしますけど、いかがですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

面接も含めて適性評価の調査につきましては、プライバシーの、個人情報保護の確実な守秘も含めまして適正に運用できるようにしたいと考えておりまして、そのやり方につきましては、有識者の御意見をちょうだいして作成します運用基準について策定したいと考えております。

○真山第一君 本当に一般の国民のプライバシー調べる人が、まだこれから運用を決めたいと思えますというところでは、やはりこれは豪華客船の本当に大事なところがまだ抜けているなという、私はそんな感じがします。

それで、その適性評価なんですけれども、当然この法案に七項目というのを書いてありますね。二番からちよつと読み上げますと、犯罪の経歴に関する事項などとか、情報の取扱いに係るところ、それから薬物の濫用、その影響、それから精神疾患に関する事項、飲酒、お酒、お酒のぐらい飲むかというところについてのこと、それから信用状態その他の経済的な状況、これは財産がどのぐらにあるとか借金などのぐらにあるんだという経済的なことまで、これ全部、適性評価の場合の調べる対象になっているんですね。

その中で、私は、こういうものは当然調べられるんじゃないかなというふうには思っているんですが、やはりその中で特に気になるのは、本人を含めて配偶者、それから父母、子供、兄弟姉妹、それからそれ以外の同居人など、こうした人たちの氏名、生年月日、国籍、過去に有していた国籍も含む、こうしたものを調べられるというふうになっているんです。

適性評価はこうしたことを調べるといことは

分かるんですが、本人じゃなくて、例えば配偶者ですとか交際相手、同居人、こうしたところまで国籍を問われるということはなぜなんでしょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

父母、子、兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子及び同居人が対象でございますけれども、これらの者は調査対象者本人と密接な関係があり影響を及ぼし得ることから対象としております。

○真山第一君 もちろん、薬物の経験があるのかどうかとか、莫大な借金抱えているんじゃないかとか、この人はどうやらもう酒飲むとんでもないことをやって暴れちゃうとか、まあそういうものは割と分かりやすいとは思いますが、この国籍についてだけ、今そうありましたけれども、そうすると、この適性評価をした場合、どんな国籍の場合問題があるというふうなお考えなんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) 国籍につきましては、あらかじめどういう国籍をもつて適性評価の結果となつてくるかについては明確なことを申し上げるのは困難でございますけれども、国籍のみをもつて適正でない判断するのではなくて、ほかの事項も含めて総合的に判断させていただきたいと考えております。

○真山第一君 まだやっぱちよつと御説明では、なぜその国籍を調べる必要があるのかという、それだつたら分からないような気がするんですよ。お酒とか借金とかというのは、何というんですかね、それはいろいろトラブルを起こしたら困るなどというのは分かりますけれども、国籍だつたら、それでトラブルを起こすとか、あるいは何か問題を起すのだという、そういう何か意識下にそういうものがあるというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

適性評価の目的は、特定秘密を漏えいするおそれがない者であることを認定するのが目的でございますので、外国との関係につきましては、外国

の情報機関が当該評価対象者に情報提供を働きかける可能性も否定できませんので、国籍も一つの調査対象となり得ると考えております。

○真山第一君 それではこちらでも堂々と聞きますけれども、やっぱり特定の国を対象にして、当然、あれでしょう、それは頭の中であつて、やっぱり特定の国があつて、あつ、この国はいわ、この国はどうかというふうな、単純に聞いて、これは生年月日とか住所とはちよつと違うと思うんですよ、項目が。

こうやって、この適性評価するところに氏名、生年月日、国籍及び住所などと書かれちゃうと何か一連の流れに見えますけれども、決して、これ調べるということでしたら、やっぱり国籍というのとはちよつと別なものじゃないかというふうな、知っておくというふうな感じが受けるんですけれども、本当にそういうことなんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

家族、同居人の国籍を調べる理由でございますが、評価対象者の直近の家族や同居人は評価対象者と密接な関係があることから、その家族等に外国籍の者がいる場合には、外国の情報機関等が当該評価対象者に情報提供を働きかける可能性も否定できないということから調査対象に入れております。

○真山第一君 実は、この件を私こんなに執拗にお伺いしているのは、私はちよつとこんなことを考えたんです。

学生さん、学生がいる。その学生が外国人の方と交際をした、あるいは学生時代に結婚することもあると思います。この法案がもし成立して、この適性評価、そしてこの学生さんが外国人と同居したり結婚した経歴あるいはそういう配偶者を持つていという、やはりいろんな意味で、何というんですかね、問題が生じてくるんじゃないかなというのを感じているんです。

なぜかというの、適性評価は、例えば民間の企業、例えば軍需関係の企業とかなんと、そう

いうところに勤めている社員にも、特定秘密を扱う場合は当然調査されるわけですね。そうすると、その学生が就職したいと思っている企業とか、新入社員とか、そういう人が例えば適性評価を受けることになったときに、外国人と同居をしていたり結婚をしていたりすると、何かやはり不利益を被る可能性があるんじゃないかというふうに考えることもあるんじゃないか、そんな気がしているんです。

例えば企業も、そうなると企業もやはり、適性評価でこういうものを国が調査しますよということとが分かれば、企業も当然、新入社員を採用するときに面接したり履歴書を書かせますけれども、今は記憶にある限り、君の国籍はどこというの、本籍というのはまだあるかもしれませんが、国籍どこというの、企業によつてはあるでしょうけど、ほとんどそういうものはないと思うんですね。

例えば、そういうことまで書くということになつてくると、企業はもう採用時に、例えば学生で国際結婚している、それも、もしかしたら、いろいろ日本としては特定として見たい国があるわけでしょう、現実的には。そういうところの人と結婚をしていたらやっぱり企業が採用を控えるというの、例えば宇宙産業、航空産業、自動車産業、化学、エネルギー、電機、通信、それからテロと関係すれば金融関係なんかも、そんな自分の企業が抱えたら危ない、まあ危ないということはないけれども、適性評価でもしかしたら問題になるかもしれないような学生は、採用するときに自主規制が働いたり、そういうことが起きることもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

適性評価の調査項目のそれぞれの事実関係につきましましては行政機関から企業には通知されませんので、仮に別の方法で企業が知らない限り、その配偶者の国籍について企業は知ることはないと考えております。

○真山第一君 企業が知る知らないじゃないんですよ。

一旦、例えば航空、今申し上げたような軍需関係とかあるいは金融関係などで新入社員を採用するときに、その会社は、企業は特定秘密の対象になり得るから適性評価をする社員が出てくる。そうすると、社員が出てくるときに、そういう人間がいるといういろいろまあ面倒も起きちゃうし、何かあつたら困るから、もう採用のときに、逆に言つたら、聞かなくてもいい国籍を聞いて、それで聞いて、もし企業として、ああ、うちがやっているいろいろな部品とか製品は、これはこの国はまづいなと思つたら、どんなに優秀な学生でも、済みません、遠慮していただきますということになるんじゃないか。つまり、企業がそういうふうになつて自主規制をして、逆に言えば、就職をした学生の門前の道をふさぐ差別が生まれるんじゃないかということをお伺いしているんです。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

適性評価におきまして、特定の国籍のみをもつて適性評価に適しないという判断を今後するつもりはございませんし、しないようにするために基準等を作つていきたいと考えております。

○真山第一君 おつしやることはそうかもしれないけれども、でも、これやっぱり、適性評価つて、これは全く新しい制度ですね。これまでにないんですよ。

私は、やっぱり一番恐れているのは、心配なのは、これが公務員だつたら国のためとかそういうことで何とか我慢しようとなるかもしれないけれども、民間の会社にも勤めていていきなり、適性評価、君はすることになったよ、何々省へ行つてくれといつて、大臣が指名した人事課の職員が何かの方に君、お酒はどのぐらい飲むのとか、ヤクなんていうのはやめたことないのとか、それから、どうですか、マイホーム持つていないけれども借金大分抱えているんですよとか、いろいろ聞かれて、それで挙げ句の果てに、あなたの国籍はどこ、それから、結婚されている、いや、結婚されて

ているんなら奥さんの、あるいは配偶者の方の国籍はどこなのということを聞かれるわけですよ。そのデータが、何というんでしようね、自分が就職したいという会社に残るんならまだ分かるんだけど、よく分からない、何かずつと遠い国のある省のある一人のお役人のところに残っちゃう。本当にこれは、プライバシー丸裸にされたものが後どうなるのかという不安は、これは感じますよ、やっぱり受けた人間というのは、

ですから、こうしたことがあつたら、本当に漏れたら実は大変だし、それから、そのデータ、私はデータというのはどういう形で残すんですかとお伺いしたら、森大臣は適正な形で残すということをおつしやいましたけれども、やはり本当に今データつてどういう形ででも漏れるんですよ、いろんな意味で。ですから、本当に漏れるという心配もあるわけで、これだけプライバシーを丸裸にしておいて、そして国がそのデータを持つているという国民の不安感、これは大きいと思うんです。

こころ辺はいかがですか。

○国務大臣(森まさこ君) 民間業者の方でございませうけれども、防衛産業等、特定秘密を取り扱うことを契約をしている業者の、その中でも特定秘密を取り扱うことを予定される職員の方に限られます。

例えば、現行の特別管理秘密で申し上げますと、内閣官房においては二十社の会社でございませう。そういったところにおいて、今現行では業者さんの方で適性、適格性を確認をしていただいておりますけれども、これをしっかりと国の方で制度化をしていくということで行政機関が、しっかりと管理責任者が、内閣官房では保全の機関がございませうので、そちらの方でしっかりとデータも管理をしております。

そして、そのことによつて、業者さんの方にはそのデータは行きませんが、不利益な取扱いはしてはならないということも決めてあります。こういったことを契約をする業者さんにこの

法案ができたときにしっかりと御説明をして、きちんとした運用がなされるように図つてまいりたいと思ひます。

○真山第一君 国が民間の会社に何かいろいろ、企業にいろいろなことを聞いて、こうしろあしろと言つてくると。本当に言わば監視国家になるわけですよ、そうやって。そうやってなつてくるとを私は不安を非常に隠せません。

それで、例えばこれ学生も、こんなことが、もし適性評価されて自分の付き合っている恋人とか配偶者に対して国籍聞かれるというふうなことがなつたら、やっぱりこれ間違えても国際結婚なんかするのやめようと思う人も出てくるし、もう本当に今若い人が内向き内向きになつてしまつて、どんどん外へ出ていつてもつと活躍してもらいたい、安倍総理もそうおつしやつています。それなのに、これ、もしかすると本心に、もし自分が軍需産業なんかやっていると本心に、もし自分が就職したいなど。そこへ就職するときに、もししたら自分がそういうところに配属されたら適性評価受けちゃう。そうなると、いろんなこと、また不利益になつたり、それから、もちろん差別も受けないと言われているけれども昇進も何か影響を受けちゃうのかもしれない、将来の出世に影響出てきちゃうのかもしれないと思つたら、若い人たちがもう国際結婚やめる、そういうことすらできてしまふんじゃないか。本当に大げさに言えば人権侵害だつて起きてくるんじゃないかと、そんな気がしております。

だから、そんな御心配無用だよとおつしやるんならそれはそれでいいかもしれないけれども、やはり細かいそうした、特に公務員はもうなんですけれども、民間の方に対してもそういう配慮をやつたりやつた法律でなくては、私はやっぱり本当の一人前の国、民主主義の成熟した国というふうに言えないと思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(森まさこ君) プライバシーの侵害がないように不利益的取扱ひについては条文の中で

禁止をしておりますし、この運用についても、有識者の基準でも明確化をし、さらにその契約業者さん、そして国民の皆様、民間の業者の皆様にもしっかりと御説明をして、こういったことで萎縮効果や人権侵害がないようにしてまいりたいと思います。

○真山勇一君 森大臣、ありがとうございます。まだあと六日までありますので、是非審議を尽くしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、修正部分について質問をいたします。

まず、森大臣、この法案の第四条で特定秘密指定の有効期限を三十年間としておりますが、二十年でも四十年でもなく、なぜ三十年にされたんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 有効期限は、まず五年以内にしておりまして、そして三十年のときに、原則として最長で三十年といたしました。

この三十年の理由でございませうけれども、公文書管理法において、行政文書の保存期間が、当初の設定期間は原則として最長で三十年とするというふうにされていること、それから、諸外国においても行政文書の国立公文書館等への移管の期間の目安が三十年とされていることなどから、本法案では、特定秘密の指定期間が、五年ごとの有効期限の最長が三十年というふうにさせていただきました。

○井上哲士君 そこで、四党の修正案提案者にお聞きするんですが、この修正では指定の有効期限の上限を原則六十年とされました。報道を見ている限り、協議の中で維新の会やみんなの党から六十年という提案はされていないようなんですが、修正協議の中で一体誰が六十年ということを書いたのか、そしてなぜ五十年でも七十年でもなく六十年になったのか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(桜内文城君) お答えします。

この有効期間の延長の上限についてでありますけれども、私も、元々最初の政府案におきまして問題視しておりましたのが、三十年を原則上限とするという文言であつたんですけれども、そこから内閣の承認があれば無限に延長できるといような制度の立て付けになっておりましたので、それはさすがにいかぬだろうということで、何かしら上限を設けるべきだということを主張いたしました。

その際、特に六十年ということによほど意味があるわけではありませうけれども、三十年というのがまず原則とすれば、そこから毎年五年ごとに内閣の承認を得て延ばしていくとしても、普通に考えましてやはり倍が、倍の六十年というものが上限にふさわしいのではないかとということで、そこは与党との話し合いの中で今回六十年を、延長する場合であっても六十年を上限とするというふうな形になっていった次第でございませう。

そして、その際、私どもの方は、単にその上限を設ける、政府案が無限に延長できるという立て付けだったものから、上限が必要だということと併せて政府に修正案として申入れをいたしましたのが、三十年を超えて延長した場合に内閣の承認が得られなかった場合、あるいは有効期間がその後やつてきてそれで指定が解除される場合、いずれもこれはやはりそのまま国立公文書館に移管されずに廃棄されるものがあつてはいけないと、やはり検証に堪える、歴史的な意味でも検証に堪えるものとする必要があるということで、全て公文書館に移管するというふうな形の修正を出してございまして、これは与野党で合意したところでございませう。

○井上哲士君 つまり、維新の会が六十年を提案したという理解でいいんですか。

○衆議院議員(桜内文城君) 上限を設けるということがメインの主張でありまして、その年限が五十年なのか六十年なのかというところは与野党の話し合いの中で出てきた数字です。ちなみに、そのときに私の記憶では、与野党で話し合いをする中

で、アメリカの例を取れば七十五年が一応の上限になっているという例を聞きまして、それよりも短いものにしようというふうな修正協議の中身であつたと記憶しております。

○井上哲士君 各党そういう認識でよろしいんでしょうか。今のでいいですと誰が提案したのかよく分からないのですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 今、桜内委員がおっしゃったように、アメリカの方は七十五年、それから五十年超、七十五年超と、こういう節目節目があります。それで、例えば、スパイの場合です、要するに人的な情報源の場合ですね、今三十三歳としたならば三十年後は六十歳で御存命なわけですよ。さらに、六十年後であってもこれは御存命の場合があると、あるいはその家族があるということ、やはり人的な情報源というものは、これは例外は認めざるを得ないんですね。ですから、アメリカも七十五年超の場合も認めているんです。

そういうことで、三十年でまず区切ると。三十年を超えた場合は内閣の承認が必要であると。その場合は、そして六十年で更に絞ると。三十年、三十五年、ずつと五年ずつ内閣の承認を必要とする。六十年になりますと、これは七項目なんです。これ、私が質問しまして、総理も答弁していただきましたけれども、三十年の段階でもこの七項目を基本とするという形でやらせていただいています。

いづれにしても、半永久的に延びるということはいかがなものかと、こういう御指摘があつて、維新の会さんからそういうお話もありましたので、それを踏まえて、アメリカの制度も踏まえてやらせていただいたと。ちなみに、イギリスは百年超というふうな基準もございませう。

○井上哲士君 最初の答弁では、六十年に意味があるわけではないが倍が上限というふうに言われました。倍返しという言葉が今年はやつていっているようですが、国民にとっては三十年秘密になつて、更に倍に延びるわけですから、全く逆の方向になるわけですね。

外務大臣にお聞きしますけれども、修正部分で、特定秘密の指定の六十年上限の例外事項として、今ありました七点が盛り込まれました。第二号の、「現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」というのは、これはどういうものを想定されているんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) この法律上、特定秘密の指定に関しては、外交分野において、まずこの別表に該当する事項であり、そしてその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、真に必要な部分を個別具体的に検討し、そしてその上で今後策定される外部の有識者の意見を反映させた基準も踏まえて検討していく、このようになっております。

こうした手続を経て、この指定された特定秘密が六十年たち、そして今御指摘になった、「現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」、この例外事項に当たるといふことを考えたときに、例えば長期間にわたる領土交渉等に関する情報が御指摘の情報に該当し得るといふふうには考えます。

○井上哲士君 例えば、私、昨日も安保条約の改定時の問題も質問いたしました、そうした安保にかかわる、制定時にかかわる様々な情報というものも、現に安保に基づいてアメリカとの様々な交渉がありますが、こういうものは該当するおそれはないんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 実際には、先ほど申し上げましたように、別表に該当し、そして漏えいが安全保障に著しい支障を与える真に必要な部分のみを検討する、そして今後策定される横断的な基準を踏まえて検討するというところでありますので、個別にどのようなものが特定秘密にまづ該当するかは、これ一概には今の段階では申し上げることは難しいと思います。

領土交渉などが該当するのではないかと今申し

上げましたが、領土交渉の場合、現実かなり長期にわたることが想定されます。そういったことで、今も例示として申し上げさせていただきました。

日米安保にかかわる問題について該当するのこの御質問に対しては、やはり個別的に検討してみないと一概には申し上げられないのではないかと考えます。

○井上哲士君 昨日もありましたけれども、現に安保にかかわって様々なものが秘密や非公開になつてまいりました。私はこの二号によつて安保に関する情報が広く当てはまる可能性が高いと思うんですね。しかも、この例外事項の第七号には、「前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報」というのが盛り込まれました。これでは、際限なく対象が拡大をして、多くは永久秘密になつてしまうんじゃないかと、こういう懸念が当然出てくるわけであります。

そして、今申し上げましたように、安保条約と日米行政協定、そして日米地位協定にかかわる当時の議論の大半は公表されておられません。それから、その後、日米合同委員会でも合意をしたとされることは発表されますけれども、実際には合意内容で発表されたものが一部内容が隠されていたというケースもありますし、議事録についてはアメリカの合意が必要だといって公表されていないというのが実態ですね。

大変幅広いものが非公表、秘密になつておりますが、日米安保や行政協定、地位協定にかかわるこの非公表の文書というのは現在幾らあるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日米安保条約、また日米地位協定等に関連する文書の数、極めて膨大であります。非公表としてきている文書の数、これを網羅的に答えするのは困難であります。政府としては、可能な範囲内でその内容を対外的に説明するよう努めてきております。

○井上哲士君 網羅的に困難と言わざるを得ない

ほど莫大な文書がずうっと非公表、秘密になつていくわけですね。

旧安保条約の発効から既に六十一年間経過をしておりますけれども、こうした一連の文書というのはそれぞれいつ公表されるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日米安保条約あるいは日米地位協定に関連する文書ですが、今申し上げましたように、可能な範囲で内容を対外的に説明するよう努めてきております。

例えば、日米合同委員会合意の合意文書自体は原則として非公表とされておりますが、平成八年のSACO最終報告において日米合同委員会合意を一層公表することを追求するとされている上、この日米合同委員会合意を公表し、ホームページに掲載をしてきております。今後ともこうした努力は継続していく考えであります。

○井上哲士君 旧安保条約発効から既に六十一年経過しておりますが、例えば、その当時のものなどはもう私は全て公表すべきだと思いますが、されるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) ただいま御説明させていただきまして、合同委員会合意の合意文書などは原則として非公表とされておりますが、必要に応じて米側と協議をし、そして協議の上でこの公表に努めていく、こうした手順を踏んでおります。今後ともこうした努力を続けていきたいと考えております。

○井上哲士君 結局、これまで、ほとんどの日米合同委員会合意についてもアメリカから公表の合意を得ていないということで、幾ら要求しても出てこなかったというのが実態ですね。そして、昨日私質問しましたように、アメリカの公文書館では公表された様々な文書、核密約だけじゃないという態度をずつと取つてきて、本当に大変多くの文書が非公表、そして秘密になつてきたというのが実態なんですよ。

そこで、森大臣にお聞きいたしますが、こうし

た現在在外務省の既に秘密文書になつたり非公表になつていく文書、つまり過去の文書もこの法律ができた特定秘密の指定というのは可能になるんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密はこの法案の別表に該当するもので、非公知性、そして特に秘匿する必要性があれば外務大臣が指定をすることができ、現行の特定管理秘密、その中でというふうな考えております。

○井上哲士君 つまり、今から新しく秘密になったものではなくて、過去の文書についても指定が可能だということを確認してよろしいですね。

○国務大臣(森まさこ君) 過去の文書についても、今申し上げましたような要件を備えた場合には指定をすることができ、

○井上哲士君 つまり、遡及するんですよ。六十一年前の文書が今だつて公開されてないんですよ。それが今後六十一年上限ということになりますと、百二十年間秘密になるんですよ。永久秘密に等しいじゃないですか。そんなのでいいんですか。

修正案提案者、どなたか答えてください。

○衆議院議員(桜内文城君) お答えします。修正協議の過程におきまして、今委員御指摘のような過去の文書の扱いについて特に議題に上がったわけではございません。ですので、私どもとしては、基本的に先ほど申しましたように原則三十年というのがあります。そこからとにかく無限に延長が可能だということを押して、どうしようということでも上限を設けたという趣旨でござい

○井上哲士君 全然上限になつていないですよ。過去の、既に六十一年前からたくさん文書が、安

保でいいですよ、それが、これを指定すれば更に三十年、そして例外を設けて六十年、それ以上もあり得ると。百二十年間それだけでもなるんですよ。とんでもない話だと思ふんですね。

私、昨日の質疑で紹介しました村田良平氏、彼は一九八七年から八九年まで外務次官を務めておりました。それから二十年後の二〇〇九年に自

分の著書で核密約の存在を認めて、マスコミで明らかにして、そして実は翌年に逝去されました。沖縄返還時の核持込み密約を明らかにした若泉氏は、一九六九年に佐藤総理の命を受けてキッシンジャーと協議をして、秘密の合意の準備をしたというのを二十五年後に自分の本で明らかにして、それは一九九四年ですよ、その二年後に亡くなられました。

私は、現役の責任ある地位でいろんなことを行つたことを命あるうちに明らかにして歴史の検証にしておらうと、そういう思いがこの人たちにあつたのではないかと私は推測するんですね。そして、だからこそ、当時存命だったから事情も聞けましたし、周りの人も聞けたんですよ。それが三十年でも困難だけれども、六十年になつたらどうなるのか。しかも、百二十年もあり得るんですよ。

先ほど大口提案者から、そういう家族や関係者も含めて聞くことができると言われましたけれども、できないんじゃないですか。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、私は、今例を挙げたのは人的情報源です。例えば、某国についての情報、大量破壊兵器の情報あるいは国際テロの情報、そういうものを提供してくれる方がいらつしやいます。その方が、今例えば二十歳だとした場合、三十年後だと五十歳です。まだ御存命なわけですね。それで、名前を明かした場合、その方は国家反逆罪で処刑されるかもしれない。それから、家族もいますからね、お子さんとか、そういう方にも累が及ぶ場合があるわけ

す。だから、いろいろな場合がありますから、まず三十年で、これは七項目も三十年でも基本的には適用して、そしてそれを絞るわけですよ。三十年たつたら五年ごとに内閣の承認が必要ですから、そのときは非常に限定した形でやる。六十年たてば更に絞っていくと。ただ、六十年たつても、例えばその方のお子さんに累が及ぶような、そういう国もありますからね。そういう場合は、そこでも

させるということができるといふ機関なんです
か。

第二十九部 国家安全保障に関する特別委員

います。

○仁比聡平君　今お話に出た十八条なんですけ

公会議録第十号　平成二十五年十一月二十九日　【参

部を指揮監督するという内閣法六条にもあります
一般原則をよりこの法律に当てはめて具体化した

ていただきます、四党で合意をしたということ
でございます。

○仁比聡平君 そうしますと、よく分からないんですけど、十八条の四項で内閣総理大臣にそうした権限を明記すると。その中で個別指定の解除もあり得るような、何だかとにかく分からないけど、そういう内閣総理大臣が指導監督をする。それはもちろん総理大臣が自ら全部やるということはあり得ないでしょうか、そうしたら、その内閣総理大臣の下にそういう新たな専従機関みたいなものをつくるわけですか。

○衆議院議員 中谷元君 内閣総理大臣というのは内閣の全ての責任を負うわけでございまして、この情報に関しましては、そういった恣意的な指定が行われていくかどうか、先ほどお話をいたしましたけれども、十八条においてこれを指導するような責任があるわけでございまして。だから、そういう意味におきまして、内閣総理大臣としてはあらゆる手段を使いまして判断を行わなければならないので、この十八条の法律を遂行するに際しては判断をするということでございます。

○仁比聡平君 結局、内閣総理大臣が行政各部のあらゆる、先ほど外務相は数えられないと言っていたじゃないですか、そうした膨大な過去の非公表や秘密の情報というのは数えられないとさっきおっしゃった、外務大臣が、そういう情報を、それぞれの全行政部局について内閣総理大臣が直接御自身で監督するなんてあり得ないわけだから、これをサポートする機関をつくるんですよ。そういうことなんですか、内閣の下に。

○衆議院議員 中光成君 この十八条の提案というのは、私もみんなの党がこの内閣総理大臣の指揮監督権を明確化するということを主張しまして合意に至ったわけですが、その趣旨というのは、この四項において、よりその指揮監督権を具体的に条文の中に入れ込むことによってその監督権を明確化したということに意義があるというふうに思っております。

○仁比聡平君 その今おっしゃる権限の明確化というのだったら、憲法にそもそも書いてあると、内閣法にあるじゃないかという話になるのであ

て、私が聞いているのは、そういうふうに内閣総理大臣が監督権限を行使するためには、新たな何か行政各部の特定秘密の指定状況などをここに皆さんがおっしゃるような形で監督する部隊というか独自の機関が例えば内閣総理大臣の下に必要になるんじゃないんですか。

○衆議院議員 大口善徳君 先生おっしゃるように、憲法七十二条それから内閣法の六条によりまして、総理大臣は内閣を代表して行政各部を、これを指揮監督すると。今回は、やっぱり指示権とこういうことを改善することになっております。こういうことはやはりこの法律できちんと明確化するということでもあります。

やはり、その指定あるいは解除、更新、あるいは適性評価、こういうものについてきちっと、統一基準は、今回、内閣総理大臣が原案を作つて、そして閣議決定でやる。その基準にのっとりてちゃんとやっているかどうかということ、総理は、実は特定秘密の中身まで見ることができ、あるいは行政機関の長に対して説明を受けることができる、そういう形でチェックをし、そして指示もできると、こういうことを明確化させていただいたわけです。

それで、内閣情報室というのがこれは内閣官房にございまして。ここが今回内閣府設置法によりまして総合調整というのをやります。ですから、この内閣情報室がこの総理の仕事をサポートすると、こういうことになっております。

○委員長 中川雅治君 桜内衆議院議員。

○仁比聡平君 いや、もういいですよ。もう答弁短くしてください。

○衆議院議員 桜内文城君 すく、短く答えませう。是非この条文を素直に読んでいただきたいんですが、新たな機関の設置というのは附則九条にのみ書いてあります。十八条の方は内閣総理大臣の指揮監督権ということで、恐らく、今、内閣総理大臣の指揮監督という意味でいえば、内閣官房に内閣情報調査室、今、大口議員もおっしゃいまし

たけれども、そういうものがありますので、そこで総合調整を行っていく。附則九条は、あくまでも新たな機関を設置するというふうに読んでいただければ幸いです。

○仁比聡平君 私にはそれは読めないですね。内閣情報調査室が膨大な、巨大な権限を持つような形にもなるのかな、どうなのかな。何だかよく分からないですよ。

もう一つ伺いたいのは、その附則九条の方の第三者機関の設置ですけど、昨日もその点でよく分からない答弁だったんですが、つまり、その今お尋ねしてきている新たな機関の設置というのはあくまでこの九条によつて政府に求められる例示であつて、この九条そのものが求めているのは、その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策の検討なのじゃないですか。

○衆議院議員 桜内文城君 これも素直に是非読んでいただきたいんですけど、まさに新たな機関の設置というふうに書いてあります。その下に、その他ということ、それに類する秘密の指定及びその解除の適正を確保するための必要な方策というのを別途考えていくと、それに併せて考えていくというふうなものであります。

○仁比聡平君 桜内議員には申し訳ないけど、この法文そのものはそれは読めないですよ。新たな機関の設置その他のんでしょう。中谷さん、違いますか。中谷さん、違いますか。（発言する者あり）

○衆議院議員 桜内文城君 ええ、統一なんです。私がこれまで提起しましたので私が答えませう。

法律の読み方なんですけど、これも本当に新たな機関の設置とありまして、その他のところがあるところ、下の方が、後段の方が例示であり

ます。

○仁比聡平君 そうすると、昨日は議論混乱したけど、新たな機関を、先ほどお話をあつたような機関を設置するんですね。

○衆議院議員 桜内文城君 衆議院での安倍総理からの答弁にもありましたけれども、総理が、私は設置すべきと考えるという答弁をいただいております。

○仁比聡平君 いや、それは考えとおっしゃっているだけで、森大臣も何だか繰り返し検討するというふうにおっしゃってきたけれども、何だか誤りが分からないですよ。

それで、こうした新たな機関だとか、あるいは内閣情報室がどんな役割を果たすのかというふうなお話を聞いてみると、結局、重層的というふうにおっしゃるけれども、重層的どころか、何だか中二階とか屋根裏部屋とか離れとか、そういうやつをどんどんどんどんつくつて、何か、どこで何をしているか分からない、そんなことになるのではないですかね。

もう一つ、その修正案にかかわつて、今日会議録をもう一回読んで問題があればまた伺いますから、ちよつと別の点で伺いたいですけど、刑罰適用の関係なんです。二十四条、新しい、これによつて不正取得罪が目的犯とされたわけですよ。この目的犯の目的が「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」というふうになつていますが、これ、一体どういう意味なんですかね。

先ほど、前の質疑で、スパイ防止を目的とするというふうな森大臣答弁されたんですが、それならそう書きやいんだけど、そう書いていないんですよ。どういう目的なんですか、これ、構成要件の意味というのは。

○衆議院議員 大口善徳君 スパイ等の目的ということですね。

それで、これは修正協議で維新の会さんの方から、やはりこのスパイ目的のあるものについてはもうしつかり罰すべきだと、こういう御提案があつたんですよ。要するに、国際社会の標準からすると、外国の利益を得る目的という場合は、この手段が、取得行為自体が違法でない場合におい

てもスパイ目的であれば、特定秘密を取得した場合これはもう罰すべきだと、これがまあ一つの世界標準だと、こういうお話があつたんです。

ただ、私も、そうではなくて、それでは、これ逆提案なんです、もうこの取得行為につきましてはスパイ等の目的がなければもう罰しない。ですから、手段が、例えば暴行であればこれは暴行罪、傷害罪、それから施設への侵入だとこれは住居侵入罪、あるいは不正アクセスの場合ですと不正アクセス防止法違反と、こういうふうな手段で罰すればいい。ですから、こういう目的がなければ、その取得行為についてですね、たとえ違法な取得行為であってもこれは罰しない。その違法な手段において、ただ住居侵入とか器物損壊とかそういうもので罰しようと、こういう形で、目的犯という形で絞らせていただいたわけなんです。

それで、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途の目的という形で、違法目的に絞ってこの取得行為というものを限定をさせていただいたわけでございます。

○仁比聡平君 限定したって何かしきりにおっしゃるんですけど、この「害すべき用途に供する」という意味なんです。

○衆議院議員(大口善徳君) ですから、特定秘密のこの情報を、例えば外国の利益を図るとい場合は外国にその利益を提供すると、あるいは、自己の不正な利益ということはその特定秘密のその情報というものを自分の利益を図るために提供すると、こういうような目的ですね。

ですから、逆に言えば、報道目的等のために違法な手段でやった場合は罰せられないということなんです、この取得行為ではね。

○仁比聡平君 私正面から構成要件の意味を問うているのに、お答えになれないでしょう。お答えにならないじゃないですか。

いいですか、あなた方が作ったのは、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は害すべ

き用途に供する目的でしょう。この害すべき用途に供する、という、そういう行為とか目的、狙いというのは、どんなことをもって害すべき用途に供する、ということか。安全、生命、身体を害すべき用途とは何か、それに供する、というのは何かと、そう聞いているんですよ。それを答えられないじゃないですか。何かあるんですよ。

○衆議院議員(大口善徳君) 例えば……

○仁比聡平君 例えじゃないで、定義を聞いているんですよ。

○衆議院議員(大口善徳君) ですから、我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき、特定秘密が漏れると害される場合があるわけですね。そういう目的とすることでございます。

○仁比聡平君 私がここまで具体的に聞いているのに、害するとは何か、用途とは何か、供するとはどういう行為をいうのかというのとは分からないですよ、これ。

実際にこうした構成要件がもし成立をするなら、その運用、適用というのは、当然、捜査機関、刑事司法手続によって行われるわけですよ。ね。この刑罰の現実の適用において、こうした主観的な要件、内心に入り込む要件というのは、これ、どんなふうにして判断をされるんでしょうか、谷垣大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) 本条に限りませんが、一般に目的の目的の要件の判断は、捜査段階では委員のおっしゃるようには捜査機関が証拠に基づいて判断するもので、それから公判段階では当然のことながら裁判所が証拠に基づいて判断することです。だから、最終的にはそういう形になるということですね。

○仁比聡平君 したがって、こうした主観的の要件を立証する、という必要においては、勢い、強制捜査、密室での取調べ、あるいは盗聴を始めとした違法な情報収集、こうしたものが行われかねないということになるのではないかと、私、重大な懸念を申し上げたいと思っております。

森大臣にちよつと伺いたいんですけども、こ

の目的というのを二十四条に入れたから何だか一般の人は罰せられないみたいなの取りを先ほどされましたけれども、この二十五条になっている漏えいに対する教唆や共謀、扇動と、これは目的があるうがなろうが処罰対象でしょう。

○国務大臣(森まさこ君) はい、そうです。

○仁比聡平君 したがって、先ほど来話の出ている、こうした情報を明らかにしてほしいという国民の活動が何らかこれに反するという疑いが掛けられれば、スパイ目的があるかどうかなんて、そんなことでは限定されないんですよ。森大臣、そうですね。

○国務大臣(森まさこ君) 二十四条の取得罪については目的犯となっております。二十五条についてはなっておりませんので、一般の国民の行為が二十四条によつては目的犯というふうになっておりますので、処罰の対象についてはその行為等によつて変わってくると思います。

○仁比聡平君 今のようないくつかの刑罰の適用という状況の中で、捜査令状あるいは起訴状の記載がどんなふうになるのかと。総理が本会議において、特定秘密の内容全てを明示しなくとも、例えば暗号に関する特定秘密というようにその内容を明らかにすることが考えられ、どのような罪で捜査や訴追の対象となつていくのか明らかにされるものと考えますと御答弁になつて、つまり、これは例えばという例示ですけれども、暗号に関する特定秘密、そういう記載を令状あるいは起訴状、あるいはそれを前提にした判決にされるという、そういう想定をしているんですか、森大臣。

○国務大臣(森まさこ君) 捜査令状の記載内容でございまして、例えば、何々に関する特定秘密が記録された文書を漏らしというように、その特定秘密がどのような内容の特定秘密かということとを別表等で指摘をして明らかにするということとが考えられると思います。

○仁比聡平君 そんなことで令状の記載事項が満たされるんですかね。

元々、そもそもこの起訴状に罪となるべき事実が記載されるという趣旨というのは、被告人、被疑者の防御権の観点からいうとどういふことなのか、逮捕状の場合だったらどうなのか、谷垣大臣、どうでしょう。

○国務大臣(谷垣禎一君) 起訴状に公訴事実を記載することを当然要求されているわけですが、その目的は、公判手続の段階では、裁判所に対して検察官が求めた審判対象を特定することによってあり、それから被告人に対しては防御の範囲を明らかにしていくと、こういう意味があつて記載を要求されているわけですね。

それからまた、逮捕状のことをおっしゃいましたが、逮捕状に被疑事実の要旨を記載することとされているのは、まず憲法三十三条の要請があります。そこで、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」と、こう書いてありますが、それを踏まえまして、身柄拘束の段階で、被疑者に対して自分が被疑事実の要旨を記載された逮捕状を提示することによって逮捕の理由を被疑者に知らせると、こういう目的を持っております。

○仁比聡平君 時間が来たから終わりますけれども、つまり、令状や起訴状に事実の記載が必要なのは、これは何の罰条が適用されるかを示すためではないんです。何法の何条が適用されるからあなたは逮捕される、起訴されるというのは、それは罰条をそれぞれの捜査機関が特定するわけなんです。

問題は、罪となるべき事実なんです。何が事実かということ明らかにしなければ防御はできないし、その行為の可罰性やあるいは憲法違反性を、処罰の憲法違反性をたずねることは絶対にできないということをおっしゃって、次の機会に質問を続けます。

○室井邦彦君 日本維新の会の室井でございます。質問の前に一言申し上げたいと思います。

連日、私の事務所だけではないと思うんですが、多くの国民の皆さん方からこの法案についてファックス、メール、手紙が殺到しております。まだまだ国民に十分に理解をされていない、このように思わざるを得ません。

また、残念なことに衆議院で強行採決をされました。そしてこの参議院に移ってきたわけですが、送付されたわけですが、参議院は常識の府であります。しっかりと参議院で衆議院のようなことがないように、是非よろしくお願いいたしますというようにを申し上げたかったんですが、もうスタートの時点で連日無駄な時間が費やされました。済んだことは申し上げても仕方ないかも知れませんが、これから、残された十二月六日まで、どうか中川委員長の指導力を発揮されまして、この委員会運営、進んでいくように心からまずはお願いを申し上げまして質問に入りたいと思います。

この法案でありますけれども、どの国でも防衛や外交に関する特定秘密を保護する法制度は存在いたします。しかし、我が国にはそれがなかった。そのため、我が国は、あらゆる情報が外国に筒抜けになる、スパイ天国とやゆされておりました。それゆえに、日本維新の会は特定秘密保護法の必要性を理解しているところであります。

しかし、政府案では、特定秘密の範囲が無限に拡大するのではないかと、政権にとって都合の悪い情報を恣意的に秘匿する根拠になるのではないのか、報道の自由や国民の知る権利が害されるのではないのか、このような懸念が払拭されていない、このように考え、与党である自民党、公明党、両党に対し、この法案の修正を求め、大幅な法案の修正を実現する努力をしてまいりました。そこで、衆議院で修正された、積み残しとなっている問題について、まず質問をしてまいります。

行政機関の長の範囲を限定するため、首相が有識者会議の意見を聴いて政令で定めるとし、そして必要以上に特定秘密の指定権限を付与しない仕

組みに修正させていただきました。しかし、恣意的な特定秘密の指定を防止するためには、有識者会議の意見を聴くまでもなく、およそ特定秘密とは無縁の行政機関の長を当初から除外すべきと考えますが、政府としてのまず御意見を伺います。

○副大臣(岡田広君) お答えいたします。

政府案では、特定秘密を指定することのできる行政機関の長については、現在、行政機関において特定秘密を指定することがないとしても、将来の可能性が否定できないことから、行政機関間で情報の保全レベルに差異が生じることがないよう当初限定することはしなかつたわけでありましたが、しかしながら、維新との政党間協議によつて衆議院で修正がされました。

第三条に、指定権限を有する行政機関をできる限り限定すべきとされ、内閣総理大臣が有識者会議の意見を聴いて政令で定める行政機関の長には特定秘密の指定権限を付与しないことと規定されたところでもあります。したがって、特定秘密を指定することができる行政機関の長について、政令の定めを待つことなく、当初から限定することは想定しておらず、本法案成立後、専門家によつて組織される有識者会議の意見を伺い、特定秘密を指定することができる行政機関の限定について検討してまいりたいと考えております。

さらに、特定秘密を五年間保有したことがない機関を除外するという規定も附則で盛り込んだところであり、これも維新との政党間協議での合意を受けて修正されたものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○室井邦彦君 お願ひしたいことは、それぞれやはり必要に応じて国会に報告すると、このような姿勢が必要かと思ひます。是非よろしくお願ひをいたして、要望しておきます。

秘密指定の有効期間について、今それぞれの政党から、議員から質問がございましたが、原則三十年を上限として、その延長について内閣の承認

を得たとしても、その情報収集活動の手法又は能力、人的情報源に関する情報、暗号など、例外中の例外を除きまして、通じて六十年を超えることができない仕組みに修正されたことは高く評価をいたしております。

しかし、情報収集活動の手法又は能力、人的情報源に関する情報、暗号などに準ずる政令で定める重要な情報、この規定ぶりでは、政府の裁量で永遠に秘密指定が継続するものが続出するのではないかと懸念をしております。同時に、同規定については限定に解すべきものと考え、政府としての御所見を是非お聞きをしたい。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

例外的に六十年を超えて特定秘密の指定を延長することができるとして、暗号や人的情報源に関する情報等に加えて、これらに準ずるもので政令で定める重要な情報を規定しておりますが、例外的に六十年を超えて延長できる場合についての規定であることに鑑みまして同規定は極めて限定的に解すべきと考えており、また、現時点でこれに該当するものは想定し難いと考えております。

○室井邦彦君 一言申し上げておきますけれども、我が国の国民の安全を確保するためにやむを得ないという理由で特定秘密の指定が政府の裁量で恣意的な解釈をされないように、しっかりとこの点は更にくどく要望をしておきたいと思つております。よろしくお願ひを申し上げます。

質問を三に移りますが、情報収集活動の手法又は能力について、アメリカでは、米国家安全保障局によるあの電話記録やインターネットの情報監視が内部告発により暴露をされました。国際社会において大きな波紋を広げております。そして、どの情報収集活動を行うのか、判断は現場の担当者が行う、外部による監督が入らないことによる情報機関の暴走が指摘されておりますが、具体的なガイドラインを策定し情報収集活動が行われるべき、このように考えておりますが、政府としての御見解をお聞きたいします。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

政府による情報収集活動につきましては、法令を遵守して適正に行うことが当然であり、情報収集を行う各機関は常日ごろからその点を踏まえ情報収集に当たっているものと認識しております。今後は、情報収集活動の適正の確保がより一層図られるよう、法律の施行までに情報収集活動に従事する者に対する規範の整備ができるよう検討を行つてまいります。

○室井邦彦君 先ほど来各委員が申しておりますが、情報収集の名の下に国民の人権が侵害されることのないようにしっかりと制度の運用をしていただくようにお願ひをしたい、このように思ひます。

続きまして、特定秘密の指定及びその解除に関する基準が真に安全保障に資するものであるかを独立した公正な立場から監査、モニタリングができる機関の設置が検討されることになりました。安倍総理から前向きな御回答もいただいているところであります。

我が党が提案している第三者機関が、政府から独立した機関としていつ設置されることになるのか、明確な答弁をお願いいたします。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

第三者的機関の設置につきましては、本法案成立後、内閣官房に準備室を設置し、統一基準の原案作成等の本法案の施行準備とともに、附則第九条に基づき、本法案の適正な運用を図るための方策について検討を開始することとしております。本法案の施行までに第三者的機関の設置について検討を進め、その設置ができるよう努力してまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 この第三者機関が機能するように、しっかりと独立した機関でないことは意味がありません。その点は十分に御理解をいただいていると思ひますが、このことも併せて、我々維新の会のいろいろな要望事項がございましたけれども、特にこの第三者機関というものはしっかりと運営していただかないといけない、こ

のように念を押しておきます。

次に、この法案、米国などとの間の機微な情報提供の間で、機微な情報共有の前提となり、秘密保全を担保するためのものでありますが、今後の国家安全保障会議の運営においても意味を有するものでありますが、そこで安全保障会議や今後の国家安全保障会議の運用に関して質問をさせていただきます。

これまで重大緊急事態として安全保障会議で審議された事案にどのようなものがあるか、御答弁をいただきます。

○政府参考人(藤山雄治君) 安保会議におきまして重大緊急事態を審議したものといしましては、平成三年一月の関係諸国による対イラク武力行使の際に開催されたもの、それから平成十三年九月の米国同時多発テロの際に開催されたもの、そして平成十五年三月の米国等による対イラク武力行使の際に開催されたものがございします。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

国家安全保障局、国家安全保障担当補佐官の新設については、法律の公布日から六か月以内に政令で定める日から施行されるということになっております。国家安全保障会議創設関連法案が二十七日に成立したのを受け、国家安全保障会議は来月の四日、事務局の安全保障局は来年一月にそれぞれ発足するようになっております。国家安全保障会議に係る新たな組織、人事の時期、そして予算についてどのようにお考えをされているのか、お聞かせをください。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。

まず新たな組織についてでございます。国家安全保障会議は法律公布の日には設置されることとなっておりますが、国家安全保障局の設置及び国家安全保障担当補佐官の指定は公布の日から六か月以内の政令で定める日に行われることとなっております。また、国家安全保障局の設置等の日程につきましては現時点では未定でございますが、今後、内閣官房を中心に関係省庁等との調整も含め準備作業を加速化させてまいりたいと考えております。

ております。

また、人事につきましては、国家安全保障局長あるいは国家安全保障担当補佐官の人事については総理が決めるものでございまして、現時点では白紙でございます。また国家安全保障局長以外の局の人事につきましても現時点では白紙でございます。

ただ、国家安全保障局長には、国家安全保障に関する高度な専門性を有して実務に精通した方を専任いただく必要があると承知をしております。また、国家安全保障局には多様なバックグラウンドを持った優秀な人材を集めて、強力な政治的リーダーシップの下、省庁の縦割りを排して、まさに国益の観点から業務を遂行し得る強力なチームをつくり上げる必要があると承知をしております。

さらに、最後、予算についてでございます。国家安全保障会議及び国家安全保障局に関連する予算につきましては、現在、関係省庁と調整中、まさに調整中でございます。

いずれにいたしましても、国家安全保障会議が官邸における外交・安全保障の司令塔機能をしっかりと果たせるような予算としてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○室井邦彦君 ちよつと私、聞き間違えたのかどうか、発足するのはいつごろかというような私質問したと思うんだけど、未定と言われたのもう一度ちよつと。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。

国家安全保障会議自体は、これは法律公布の日には設置をされることになってございます。ただ、これを事務的に支えます国家安全保障局の設置の日程につきましては、現時点ではまだ未定でございます。今後、私も内閣官房を中心に準備作業を加速化させてまいりたいと考えておるところでございます。

○室井邦彦君 分かりました。

政府は、本年十二月に、外交・防衛政策の基本

方針である国家安全保障戦略を設定する予定があると言われております。国家安全保障戦略の具体的な位置付けはどのようなものになるのか。それは防衛大綱の上位文書となるのか、また国防の基本方針の上位文書となるのか、御説明をお聞きいたします。

また、国家安全保障戦略が国防の基本方針の上位文書となる場合、国家安全保障戦略の内容に依拠して国防の基本方針を改定することも考えておられるのか、御説明をお聞きいたします。

○政府参考人(武藤義哉君) お答えいたします。

国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱につきましては、今年九月に立ち上げました安全保障と防衛力に関する懇談会におきまして、外交・防衛政策に深い見識等を有する有識者の方々から様々な御意見をいただいております。国家安全保障戦略、それから新たに策定をいたしました防衛計画の大綱、この内容につきましては、安全保障と防衛力に関する懇談会における有識者の御議論を踏まえつつ、現在まさに政府として検討している最中でございます。

そして、一昨日、二十七日に第六回の安全保障と防衛力に関する懇談会ございましたけれども、その時点で公表いたしましたとおり、政府としましては、新たに策定する防衛計画の大綱、これにつきましては、国家安全保障戦略が与える指針を踏まえて、今後、我が国の防衛及び防衛力の在り方について新たな指針を示すと、そういうふうにご考えてございます。

ただ、それ以上に、国家安全保障戦略と防衛計画の大綱の関係、あるいは御指摘の国防の基本方針との関係、国防の基本方針の扱い、そういったことについては国家安全保障戦略の内容が固まってきたに従って整理をされていくと、そのように考えております。現時点で確たることを申し上げるのはちよつと難しいと考えてございます。

○室井邦彦君 これはいろいろと各省庁の関係もあろうかと思いますが、それぞれ行き違いのないようにその点はしっかりと進めていただきたいなと、このように一言要望しておきます。

次の質問に参りますが、今回のこの特定秘密保護法案の策定は、平成二十二年九月の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件におけるビデオ流出が一つの契機になったとも言われております。そのことにも関連し、同事件においては、那覇地検による中国人船長釈放の判断に政治介入があったのかどうか、この点は大きな問題になっていました。最近の安倍内閣の見解に疑問を感じることがあるので、ここであらうお聞きしたいと思っております。

政府は、十一月の十二日付けの質問主意書に対する答弁書において、容疑者の中国人船長を釈放した那覇地検の判断についてこのように言われております。「御指摘の事件の被疑者を釈放するとの方針は、検察当局において、法と証拠に基づいて決定されたものであり、当該方針の決定に関して、関係省庁との折衝及び協議が行われたことはないと承知している。」との見解を示しておられます。しかし、これは、当時野党だった自民党が民主党政権の対応を批判し、検察の判断に政治介入があったとしていたことと異なるのではないのでしょうか。

特に森大臣は、平成二十二年十一月二十六日に参議院本会議で、仙谷官房長官に対する問責決議案の趣旨説明を行われました。その中で、この事件における仙谷官房長官の対応が極めて不適切であったことを問責の一つの理由として、中国人船長の釈放について、このような重大な外交上の判断が一地方検察庁でなされたことと信じる者はおられません。総理や外務大臣が不在の間に仙谷官房長官主導で釈放の判断、政治判断が行われたと考えざるを得ませんと発言をしております。

また、最近、仙谷官房長官自身も、当時、法務事務次官に政治的判斷の要望を伝えたことを明らかにしたと報じられております。

政治介入があった可能性は高いと思われるので、なぜ検察が法と証拠に基づき判断したとの答弁書になつてしまったのでしょうか。答弁書は閣

議決定されたものであり、森大臣も署名したということであれば、野党時代の発言は間違っていたということになるのか、森大臣にお聞きをいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 私が平成二十二年十一月二十六日の参議院本会議においてそのような発言をしたのは事実でございます。また、本件についての政府としての見解は、本年十一月十二日付け質問主意書に対する答弁書で答えましたとおりと承知をしております。

当時、私は自民党における独自調査に基づいて参議院本会議における発言をいたしましたけれども、安倍内閣になり、法務省において事実関係を確認した結果を踏まえ、答弁書が作成されたというふうに承知をしております。

○室井邦彦君 ということは、野党時代におけるその森大臣の発言は、閣僚になつてからの行動とは異なり、自己矛盾であるということがはつきり示されたのではないのか。このことを証明された、このように言わざるを得ません。一言森大臣に苦言を申し上げておかなくちやいけない、このように申し上げておきます。

官房長官は現在官邸におられ、当時の事実関係を詳細に知り得る立場であります。那覇地検による中国人船長釈放の判断に政治介入はあったのかどうか、明確に答えていただきたいと思ひます。これは福田法務省刑事局長ですか。

○政府参考人(福田伸夫君) お答え申し上げます。

お尋ねの中国人船長の釈放は、あくまでも検察当局におきまして決定したものでございまして、その決定に当たりまして那覇地方検察庁が上級庁でございます福岡高等検察庁及び最高検察庁と協議したものと承知しているところでございます。

○室井邦彦君 これから、そういう優秀な官僚の皆さん方は、意思を持って毅然とした姿勢でこれから対応していただかないといけない。また、そのような人格のある官僚の皆さん方でありませう。以上深いことは申し上げません。

が、私が何を言わんとしているのか、御理解をいただけないと思ひます。どうかよろしくお願いを、対応していただきたい、このように思ひます。

森大臣、那覇地検による中国人船長釈放の判断に政治介入があったのかどうか、こういう政府の内部の意思決定過程は特定秘密に当たらないのかどうか、当たらないということではないのか、念のために森大臣に確認をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 政治介入があったのかどうかというような情報は特定秘密に当たりませう。よく理解をしておきます。

○室井邦彦君 はい、分かりました。よく理解をしておきます。

〔委員長退席、理事島尻安伊子君着席〕
次に、外交、防衛に関する特定秘密の可否について具体的に伺ひます。

特定秘密保護法案の特定秘密について、自民党ホームページであります、北朝鮮による核、ミサイル、拉致問題に関するやり取り、これが例示されております。これに対して、拉致被害者の家族や関係者から、政府からの説明がますます少なくなる、このような戸惑いの声が上がっております。懸念されるところであります。拉致問題もさることながら、北朝鮮の核、ミサイルをめぐる外交交渉は、日本の安全保障に直接の影響を及ぼし、国民の高い関心事であります。北朝鮮に対して政府の都合により水面下で安易に譲歩し、そのことが国民に知られないのであれば、将来にわたる禍根を残すことになる、このように思っております。

政府・与党として、拉致問題について、北朝鮮との交渉は特定秘密に指定されることになるのか、御説明をいただきます。

○国務大臣(岸田文雄君) 北朝鮮問題につきましては、我が国は対話と圧力の方針の下、日朝平壤宣言に基づいて関係国とも連携しながら、この拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、北朝鮮が具体的な行動を取り、対話に

応ずるよう、引き続き圧力を掛け続ける方針で臨んでおります。

北朝鮮とのやり取りが特定秘密に当たるとどうかは個別具体的な状況に即して判断する必要がある、情報開示について一概にお答えすることは困難ではありますが、そもそも交渉事でありまして、手のうちを見せることになるため、表に出せないものは存在すると思はれます。

いずれにしても、政府としましては、対話と圧力というこの方針を貫いて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて全力で取り組んでいく、この基本方針はしっかりと守っていきたくと考えております。

○理事(島尻安伊子君) 室井邦彦君、時間ですのおまとめください。

○室井邦彦君 これで終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。これは特定秘密になるのでしょうか。

まず、安保条約改定の核持込みに関する密約、官房長官、官房長官お願いします。官房長官に質問要求して、止めてください、速記を。官房長官がいけない。止めてください。委員長、速記止めてください。速記止めてください。(発言する者あり) 済みません、質問止めてください。(発言する者あり)

○理事(島尻安伊子君) 福島みずほ君。(発言する者あり)

○福島みずほ君 済みません、止めてください、マイクも出ていないから。時間止めてください。(発言する者あり)

(発言する者あり)

○理事(島尻安伊子君) 福島みずほ君、これは質問通告が……

○福島みずほ君 出ています。

○理事(島尻安伊子君) 出ていますか。

○福島みずほ君 はい。質問通告が出ております、官房長官を要求しております。

済みません、官房長官が出ていないので、速記止めてください。速記止めてください。(発言する者あり) いや、速記止めてください。委員長、

速記止めてください。速記止めてください。速記止めてください。(発言する者あり)

○理事(島尻安伊子君) まず速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員(島尻安伊子君退席、委員長着席)

○森国務大臣。(発言する者あり) 森国務大臣、答弁してください。

○国務大臣(森まさこ君) 委員長の御指名がございましたので、御質問に御答弁させていただきます。

御指摘のいわゆる密約問題等については、外務省において徹底した調査を行い、その結果及び多数の関連文書を平成二十二年に既に公表済みであります。(発言する者あり)

○委員(中川雅治君) 静粛にお願いします。森大臣の答弁中です。

○国務大臣(森まさこ君) その前提で言えば、それぞれの事案は、当時我が国が置かれた状況や我が国を取り巻く国際情勢の中で考えられるべきものであり、現在の情勢を前提として提案された本法案における特定秘密に該当するか否かを明確にお答えするのは困難であると考えます。

今後、本法案が施行されれば、その別表に限定された事項に該当するものに限り特定秘密に指定されることとなります。(発言する者あり)

○委員(中川雅治君) 福島みずほ君。(発言する者あり)

○福島みずほ君 時間を止めてください。委員長、速記を止めてください。速記止めてください。

これは、担当大臣ではあるが、責任が取れないでしょう。私は官房長官に特定秘密などについて聞きたいんです。官房長官になぜ私が聞けないんですか。質問要求を要求大臣として出しています。止めてください。(発言する者あり)

止めてください。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問を続行してください。福島みずほ君。

○福島みずほ君 大野さんのときに出てきて、なぜ私のときに出てこないんですか。質問の中身について、なぜそれをそちらの与党が判断するんですか。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 福島みずほ君。(発言する者あり) 福島みずほ君、質問を続けてください。

○福島みずほ君 国会で要求大臣として、この法案について官房が責任を持つわけじゃないですか。内閣総理大臣ですよ、この責任者は。内閣総理大臣に来ていただきたいが、来てもらえないので官房長官を呼んでいられるんです。なぜ官房長官が来ないんですか。この法案は内閣官房の強い意思の下にあるわけじゃないですか。私は要求大臣で要求していて、ちゃんと丸となっていますよ。なぜ来ない。国会の質問権の侵害ですよ。どうして来ない。だって、大野さんのときに来て、なぜ私のときに来ないんですか。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いいたします。

○福島みずほ君 止めてください。止めてください。(発言する者あり)

西田さんは、先ほど努力するとおっしゃったじゃないですか。西田さんは、質問通告をしたら出すと言いました。こういう形で国会の質問権が侵害されるのは前代未聞です。内閣官房はこの法案について責任を取らないんですか。官房長官、出てこい、そう言いたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いいたします。

○福島みずほ君 時間を止めてください。速記、止めてください。

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いします。福島みずほ君。(発言する者あり)

席に戻ってください。静粛をお願いします。(発言する者あり) 静粛に願います。(発言する者あり)

○福島みずほ君 これは、なぜ国会議員の質問に関して、与党が勝手に制限したり、これをするんですか。おかしいじゃないですか。(発言する者あり) 理事会で議論しましたよ。そのルールをきちつとしないまま見切り発車をいつもしているからこんな問題になるんじゃないですか。

先ほど、理事会で責任持つと言った……(発言する者あり) 何でじゃ大野さんのときに出てきて私のときに出てこないんですか。(発言する者あり) じゃ、理事会でやってください。理事会やる。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 後刻理事会で協議します。(発言する者あり)

席にお戻りください。質問を続けてください。(発言する者あり)

○福島みずほ君 今、与党の筆頭理事から私を信じてやってくださいとありましたが、私たちは信じてこの委員会に出席しています。何で官房長官がいないんですか。これは間違いなく内閣官房が主管の仕事でしょう。総理大臣と官房長官はなぜこれに対して責任取らないんですか。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 福島みずほ君。

○福島みずほ君 出てもらって審議をしたいと思っています。速記止めて呼んでください。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 質問をお願いします。質問をお願いいたします。

○福島みずほ君 そうしたら、今後、官房長官を呼んだら来てくださるという約束をしてください。(発言する者あり) 話じゃ駄目です。

○委員長(中川雅治君) 理事会で協議をいたします。後刻理事会で協議いたします。

○福島みずほ君 速記を止めて官房長官がどこにいるか説明してください。なぜ国会に来れないのか。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 席にお戻りください。席

にお戻りください。

○福島みずほ君 本当に残念です。官房長官がなぜ、要求大臣として要求しているのになぜこの場にいらないのか。特定秘密保護法案についてきちつと見解をお聞きしたいというふうに思いました。いらつしやらないのは国会の質問権の私は侵害だと思えます。憲法上、国会議員が要求すれば出席しなければならぬと書いてあるじゃないですか。憲法に書いてあるんですよ。

そして、私の質問時間は本当に、全ての国会議員がそうであるように大事です。これが今、こういうふうに出席しないことによつて、あるいは与党がこういう横暴をすることによつて、私たちの権利が侵害されていることに強く抗議をいたします。

そうしたら……(発言する者あり) これは国民の確かに権利の侵害です。そして、次回から必ず官房長官が出席されるように。これはメディアの皆さんにも国民の皆さんにも申し上げたい。これだけ重要な法案に、要求してなぜ官房長官が来ないのか。官房長官出てこい、そう言いたいと思います。

これについて強く抗議をし、次回から必ず官房長官出席するようにと申し上げ……(発言する者あり) 分かったという西田さんの言葉、重く受け止めますよ、質問をいたします。

短く、森さん、答えてください。三矢研究……(発言する者あり) じゃ、この減った分は、この間、理事懇談会の延長線上でお互いの理解が違います。大野さん以降は官房長官が要求すれば出てくるというふうに通じておまして、それはみんな、野党の理事もそうだと思います。この減った十三分についてきちつとケアしてくださるよう、委員長、ほかの方にも理事懇でこれはよろしくお願いいたします。(発言する者あり) よろしくお願ひします。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 後刻理事会で協議をいたします。

○福島みずほ君 じゃ、十四分お願いします。

三矢研究、治安出動や有事のシミュレーションに関する情報、これは特定秘密でしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) ちよつと前半の部分が聞き取れなかったんですが、もう一度お願いいたします。

○福島みずほ君 三矢研究、これは特定秘密になりますか。

○国務大臣(森まさこ君) 個別の事項については調べてお答えをいたしますが、いずれにせよ、別表に該当するものに限って行政機関の長が指定をするということになります。

○福島みずほ君 三矢研究は、治安出動や有事のシミュレーションに関する情報、これは別表の1のイ、「自衛隊の運用又はこれに関する見張り若しくは計画若しくは研究」に当たると思いますが、それでよろしいですか。(発言する者あり)

○国務大臣(森まさこ君) 個別具体的な特定秘密の指定については対象となる事項について個別具体的に判断する必要がありますが、これはいずれにせよ、別表に該当するかどうか、要件を満たすかどうかを行政機関の長が判断して指定することになります。

○委員長(中川雅治君) 小野寺防衛大臣。

○福島みずほ君 いや、結構です。

○委員長(中川雅治君) いいですか。じゃ、福島みずほ君。

○福島みずほ君 この答弁だと分からないんですよ。国会の答弁で、何が秘密で何が秘密でないか分からないんですよ。

さつき、密約について秘密かどうか分からないというふうには、長い答弁でしたので、結論そうだったと思いますが、この密約は別表の中のこの外交に関する事項のイ、「外国の政府又は国際機関との交渉」ということに当たるもので、秘密指定にされるんじゃないですか。当たるでしょう。当たるかどうか。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のいわゆる密約問題等については、外務省において徹底した調査

を行い、その結果及び多数の関連文書を平成二十二年に既に公表済みでございますが、それぞれの事案につきましては、いずれにせよ、その別表に限定された事項に該当するものかどうかを行政機関の長が判断することになります。

○福島みずほ君 だから駄目なんです。全然答えになっていないじゃないですか。

じゃ、クラスター爆弾に関する情報、これは秘密ですか。

○国務大臣(小野寺五典君) まず、三矢問題にしましては、昭和三十八年の事案ということで今御指摘がありました。

クラスター爆弾がありますが、これにつきましては、今、これは防衛秘密という中で検討におきましては、自衛隊法別表四に挙げる事項にあつて、公になっていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて防衛大臣が指定したものであるという、その要件の中で検討するということになると思います。

○福島みずほ君 いや、全部検討で分らないんですよ。

この別表の一、防衛に関する事項で、この中で「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量」とあるので、クラスター爆弾、これは秘密に当たる、これを形式的に読めば当たるんじゃないですか。

○国務大臣(小野寺五典君) まず前提として、クラスター爆弾自体は禁止をされておりますが、ただ、爆弾の中の例えば技術的な様々な構造とかそういうものに関しては、もし先ほどお話をした防衛秘密の中に該当することになれば、別表の要件の中に該当することになれば、該当することになることもあるということでありまして。

○福島みずほ君 クラスター爆弾はかつて日本が持っていて、その件について随分国会で質問をしてきました。

クラスター爆弾の例えば数、製造の企業、日本の国産品がどれぐらいの割合か、そういうものは秘密ですか。

○国務大臣(小野寺五典君) 個別にもう少し詳しく御指定をいただければ明確に答えられると思いますが、今委員がおっしゃったような内容であれば、それは防衛秘密という中の分類には入らないと思っております。

○福島みずほ君 この別表がとても広範囲なんです。武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量」なので、これに形式的に、これを読む限りは、当たってしまうんじゃないか。同じようなことが、かつて防衛省で調達をめぐって極めて政治家癒着など多くの記事が出て、スクープが出て、極めて問題にされました。そうすると、この防衛についての調達、一体これは正しいのか、この数量が正しいのか、この値段が正しいのか、自衛隊の中の装備について調査しようとする場合にそれは明らかになるんですか。ただ、この別表を形式的に読む限り、秘密でしょう。

○国務大臣(小野寺五典君) まず、クラスター爆弾につきましては、これはもう既に我が国として禁止条約がございますので廃棄をするということになりますから、当然それに関する情報というのは、例えば数の問題とか、そういうものについては防衛秘密ということになります。

ただ、武器、弾薬等につきましては、例えばその中に我が国の安全にかかわるような問題あるいは我が国の能力にかかわるような問題、そういうことを深く勘案しますと、この自衛隊法別表第四に掲げる事項の中に該当する場合には、これは防衛秘密の指定ということになります。

○福島みずほ君 これは、自衛隊の一も非常に広範囲ですが、二の外交に関する事項もとても広い。「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」、ほとんどこれに入ってしまうんじゃないか。

沖縄密約は明らかにこれに入りますよね、森さん。

○国務大臣(岸田文雄君) いわゆる密約問題には、既に、につきましては、平成二十二年三月の外務省の調査書によって公表しております。あわせて、この三百以上の関連文書、公表しております。この公表している中身についてはもう既に公になっておりますので、これ特定秘密に指定されることはないと思っております。

○福島みずほ君 私が聞きたかったのは、公表された後ではなくて、この別表の文言を読む限り、「その他の安全保障に関する重要なもの」に該当するので、それは全部、今公表されている以外のもの、将来もこの安全保障ということで秘密となるのではないかとこのように思っているんです。ほとんど全て、これさっき読み上げましたが、入る。この間、西山太吉さんが参考人としてここで発言をされました。過程はともあれ、合意に達したものは、それは協定やそういうものでなくても必ず結論は国民に対して明らかにすべきだということに言っており、私はそのとおりだと思います。しかし、岸田大臣、この別表の二のイは広範囲で、「その他の安全保障に関する重要なもの」、全部入るんじゃないですか。

じゃ、逆にお聞きしますが、外国の政府との交渉、例えば結果ですね、オスプレイの配備についてのアメリカとの合意、これは秘密になりますか。

○国務大臣(岸田文雄君) 要は、これから特定秘密に該当するかどうか、指定されるかどうかという点につきましては、御指摘のように別表に該当する事項であり、そしてその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、真に必要な部分のみをまず検討し、そしてその上で今後策定されるこの外部の有識者の意見を反映した基準も踏まえて検討するという点になります。

ですから、こういった手順を踏んだ上でこの指定が判断されるということでありまして、一概に今の時点で指定されるかどうか、これ申し上げるのは難しいと考えます。

○福島みずほ君 だから問題なんです。この別表は極めて広範囲です。例えば防衛のところでも、例えば武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量、入っているわけですよ。研究も入っているんですよ。自衛隊の運用も入っています。外交のところでは、外国の政府との交渉入っているんですよ。だから、これ、ほとんど条文上は入ってしまうというふうに思っています。それでは、イラクに派遣された航空自衛隊が米兵を運んでいたという事実、これは今明らかになっていますが、これは秘密になりますか。条文に照らしてなりませんか。

○国務大臣(小野寺五典君) イラクにおける空自の活動の内容については、イラクを含む国際社会の平和と安定に寄与するための活動に従事している隊員の姿を、国民の理解と協力を得る観点から、できる限り公表するの方針だったと承知をしております。

一方、イラク国内での輸送活動を実施している各国軍隊は空輸実績をほとんど公表していないこととや、自国の軍隊を派遣している関係諸国と国連の関係、要員の安全確保といった観点にも配慮する必要がある、多国籍軍、国連とも輸送人員数を含む輸送実績については要員の安全確保に支障が生ずる情報として慎重な取扱いをしております。

御指摘の週間空輸実績につきましては、輸送を実施した具体的な日付や着陸地、輸送人員の所属や数、輸送物資の品目や重量といった詳細な情報に記載されており、これを開示した場合、自衛官、国連職員及び多国籍軍の安全確保や運用などに支障を生じるおそれがあることから、当初一部を開示としておりましたが、注意文書であつて防衛秘密には指定をしておりません。

なお、イラクで空自の活動は平成二十二年十二月に終了し、翌二十一年二月に全ての部隊が撤収、同年七月三日はイラクでの活動について、イラク特措法に基づき国会に報告がなされました。こうした活動の終了や各国の意向を確認した上で、平成二十一年九月二十四日以降、週間空輸実績につ

いては全部開示を行ってきております。

○福島みずほ君 情報は、だからとても大事というか、危ういと思うんですね。

これは、初め、例えばイラクで日本の自衛隊が何をやったか、米軍を運んでいたんじゃないか、戦争を応援したんじゃないか、戦争に加担したんじゃないか、市民が情報公開して、真つ黒くろすけで情報が出ませんでした。民主党政権のときに、ようやく情報が出てきたわけです。ですから、今は情報が明らかになっておりますけれども、当時は情報がなかなか出てこなかったんです。

ですから、これについて、秘密、要するに、国の側からすれば出せない理由というのは、それはあるかもしれない。しかし、国民の側からすれば、イラク戦争で日本の自衛隊が何をやったか、その検証をすべきだということであれば明らかにすべき情報なんです。そこは物すごい対立関係があるので、この別表のこの記載のままだと、とても広範囲で情報が本当に出てこない。だって、これは自衛隊の運用というふうになっているわけですから、これ全部ぶち込まれてしまうというふうに思っております。

では、次に、福島第一原発直後に原発……

○委員長(中川雅治君) 防衛大臣に答弁させてください。

○福島みずほ君 はい。

○国務大臣(小野寺五典君) 当時、輸送していることに關して、米軍、米兵を輸送しているということは国会の中で一応答弁をさせていただいております。

○福島みずほ君 しかし、細かい、どういうふうな、数やいろんなものについて、市民が裁判をやる過程の中で資料要求して出てきませんでした。要するに、イラク戦争で自衛隊が何をやったかというのは、なかなか当時自民党政権下で出なかつたんですよ。それをやっぱ明らかにすべきだということ、だから情報が必要なんです。国民が政策判断する上で必要なんです。民主党政権になつ

て出てきました。ですから、これは別表が余りに広範囲で、これでは出てこないんじゃないか。

福島第一原発直後に原発上空から撮影された画像、これは特管秘とされています。これは秘密になるんじゃないか、どうでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 情報収集衛星によつて撮影された写真によつては、別表に該当する場合もございいます。

○福島みずほ君 ですから、これは恐らく一の口ですかね、に当たるといふふうになると。でも、そうしたら、福島原発事故以降これ画像が出なくて、是非出してほしかつたと、なぜこれが特管秘なのかというふうにも言われております。

結局、この別表はすごく広範囲なんです。何でも入つてしまう可能性がある。海外で活動するNGOスタッフの安全にかかわる現地治安の機微な情報、テロ活動に関する情報を含むという場合に、これは別表の秘密になります。

○国務大臣(森まさこ君) 今、前半の御指摘でございませうけれども、別表に該当して、当時特管秘になつていたということですが、これが本法案になつて特定秘密になつた場合には、現行の特管秘、そして現行の防衛秘のその中の一部がこの特定秘密に入っていきますので、現行特管秘になつていものが更に拡大するのではないかと

いう御懸念には及びません。そして、当時特管秘に指定されていたとしても、住民の避難に必要な情報については特管秘を迅速に解除して住民に提供をしなければなりませんので、そのような運用が今後はなされていくというふうに思います。

そして、御質問のその別表の該当性については、それは個別にこの別表の該当性、そしてさらに非公知性、そしてその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるというふうに行政機関の長が判断したときに該当いたします。

○福島みずほ君 全然分からないから聞いています。でも、これは、福島第一原発直後に原発上空から撮影した画像はこの別表の一の口ですよ。防衛に關し収集した電波情報に当たり、秘密指定になります。少なくとも条文に当たるとはならないかだけ答えてください。

○国務大臣(森まさこ君) SPEEDIの情報等はなりませんけれども、情報衛星で撮影をした場合には別表に該当し、また、行政機関の長が特に秘匿する必要性というのを、必要であるというふうに判断をした場合にはこの特に秘匿することの必要性というものに当たらないと思ひますので、そこは行政機関の長が適切に判断するものと思ひます。

○福島みずほ君 時間ですが、この別表の記載が物すごく広範囲なんです。どれも外交だつたら、安全保障だつたらぶち込まれるし、自衛隊の運用も全部入つていります。ですから、秘密指定という範囲がとてゝ広くなる。それを限定するのは行政の長、やるかもしれないけれども、形式的に条文に当たるといふ点が極めて問題だというふうに思ひます。

まだまだ聞きたいことがありますが、来週の月曜日までに、この理事会に、本日午後一時から午後九時までの官房長官の日程を開示するように求めます。国会の質疑以上にどんな大事なものがあるか。どうですか。

○委員長(中川雅治君) 後刻理事会で協議いたします。

○福島みずほ君 開示をお願いいたします。終わります。

○委員長(中川雅治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後八時十一分散会

平成二十五年十二月十七日印刷

平成二十五年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D